

令和7年11月定例会

教育産業委員会資料

(観光文化スポーツ部)

秋田市大森山動物園条例新旧対照表

改 正 案			現 行																																				
第1条～第13条 (略) 別表第1 入園料 (第4条関係)			第1条～第13条 (略) 別表第1 入園料 (第4条関係)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>一般入園の場合</td> <td>1人1回につき <u>1,000円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合</td> <td><u>900円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合</td> <td><u>800円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1人1年間に につき <u>2,400円</u></td> </tr> <tr> <td>団体 (20人以上)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>800円</u></td> </tr> </tbody> </table>			区 分	単 位	金 額	個人	一般入園の場合	1人1回につき <u>1,000円</u>		市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	<u>900円</u>		入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合	<u>800円</u>			1人1年間に につき <u>2,400円</u>	団体 (20人以上)	1人1回につき	<u>800円</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>個人</td> <td>一般入園の場合</td> <td>1人1回につき <u>730円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合</td> <td><u>630円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td>入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合</td> <td><u>530円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1人1年間に につき <u>1,250円</u></td> </tr> <tr> <td>団体 (20人以上)</td> <td>1人1回につき</td> <td><u>530円</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	個人	一般入園の場合	1人1回につき <u>730円</u>		市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	<u>630円</u>		入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合	<u>530円</u>			1人1年間に につき <u>1,250円</u>	団体 (20人以上)	1人1回につき	<u>530円</u>
区 分	単 位	金 額																																					
個人	一般入園の場合	1人1回につき <u>1,000円</u>																																					
	市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	<u>900円</u>																																					
	入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合	<u>800円</u>																																					
		1人1年間に につき <u>2,400円</u>																																					
団体 (20人以上)	1人1回につき	<u>800円</u>																																					
区 分	単 位	金 額																																					
個人	一般入園の場合	1人1回につき <u>730円</u>																																					
	市長が指定した入場券、割引券、会員証等の提示があった場合	<u>630円</u>																																					
	入園日が9月1日および市長が別に定める日である場合	<u>530円</u>																																					
		1人1年間に につき <u>1,250円</u>																																					
団体 (20人以上)	1人1回につき	<u>530円</u>																																					
<p><u>備考</u> 高校生以下の入園料は、無料とする。</p> <p>以下 (略)</p>			<p><u>備考</u></p> <p>1 個人の入園に係る回数券は、5枚組のものにあっては3,150円とし、20枚組のものにあっては10,600円とする。</p> <p>2 高校生以下の入園料は、無料とする。</p> <p>以下 (略)</p>																																				

秋田市大森山動物園条例の一部改正について

1 趣旨

大森山動物園の入園料の適正化を図ることで、動物園を将来に渡って安定的に維持運営し発展させるため、秋田市大森山動物園条例の一部を改正しようとするもの

2 改正の主な内容（案）

入園料の設定に当たっては、令和5年11月議会の意見を踏まえ、子ども（小中高生）、大人、高齢者（市内70歳以上）の各料金について検討し、次のとおり設定した。

（1）当日券

- ・高校生以下の子どもは、市内市外の区別なく、現行の無料を継続する。
- ・大人料金は、他の公立動物園の料金等を参考に1,000円とする。
※旭川市旭山動物園、盛岡市動物公園と同額
- ・70歳以上の市民については、本市の「老人保健福祉月間（9月）」は無料期間として減免することを要綱で定める。（現在は通年、減免により無料）

（2）年間パスポート

- ・年間パスポート料金は、平成14年度の年間パスポート設定当初と同様の比率である当日券の2.4倍の2,400円とする。

（3）回数券

- ・回数券は廃止する。

【入園料改定表】

項目	当日券(大人)	年間パスポート	備考
現行料金	730円	1,250円	高校生以下無料 市内70歳以上（通年減免・無料）
改定料金	1,000円	2,400円	高校生以下無料 市内70歳以上（9月は、減免・無料）

3 今後の流れ

条例改正による料金は、令和8年4月1日から施行する。

なお、施行日前に購入した入園券等は、施行日以降も使用できることとする。

教育産業委員会資料
令和7年12月15日
大森山動物園

飼育動物（ツキノワグマ）の脱走事案について

1 概要

令和7年11月21日（金）に大森山動物園で飼育するツキノワグマが脱走し、当該クマを園内で職員が捕獲し、展示場（クマ舎）に収容した。

2 経緯

(1) 11月21日（金）

13時30分頃 動物園内のキリン舎の付近で、クマの目撃情報があつたことから、来園者（約10名）を避難させ、警察等へ通報。

15時20分頃 クマ舎にツキノワグマ（愛称ルビー：メス）がいないことが判明し、飼育するクマの脱走である可能性が高いと判断。

19時00分頃 園内で動物園職員がクマを麻酔のうえ捕獲し、クマ舎に収容した後、マイクロチップの確認で飼育するクマと確定。

(2) 11月22日（土）

原因と安全管理体制の確認のため臨時休園した。（11月25日（火）まで）

(3) 11月26日（水）

マニュアルを見直し、安全管理体制を整えたうえで動物園を再開した。

3 原因

脱走の前日、飼育員がクマ展示場を清掃作業した後に、動物搬入作業用扉の施錠を失念したため、その扉からツキノワグマが脱走した。

(1) 11月20日（木）（脱走前日）

15時30分頃 飼育員が、日常の作業では使用しないクマ展示場の動物搬入作業用扉を開錠し、展示場内の清掃作業等を実施したが、終了後、扉の施錠を失念した。

(2) 11月21日（金）（脱走当日）

8時50分頃 飼育員が、ツキノワグマの展示の準備作業を行つたが、動物搬入作業用扉の施錠の確認をしなかつた。

その後、ツキノワグマが脱走した。（時間は不明）

4 再発防止策

大森山動物園の防災対策マニュアルを修正するとともに、職員に対し安全管理の徹底を指示した。

(1) マニュアルの修正

① [現 状] ツキノワグマは単体飼育であり、飼育員1人での作業だった。

[改善策] 他の猛獣舎（トラ、ライオン等）と同様に飼育員2人で作業することを明記した。

② [現 状] 通常作業では使用しない扉に対しての作業手順がなかった。

[改善策] 作業手順を明記するとともに、施錠を管理職等が立ち会い確認することとした。

③ [現 状] 飼育舎の出入口の扉に施錠確認等の注意掲示がなかった。

[改善策] 飼育舎の出入口の扉および飼育員の作業スペースに、指差し確認等の注意事項を掲示した。

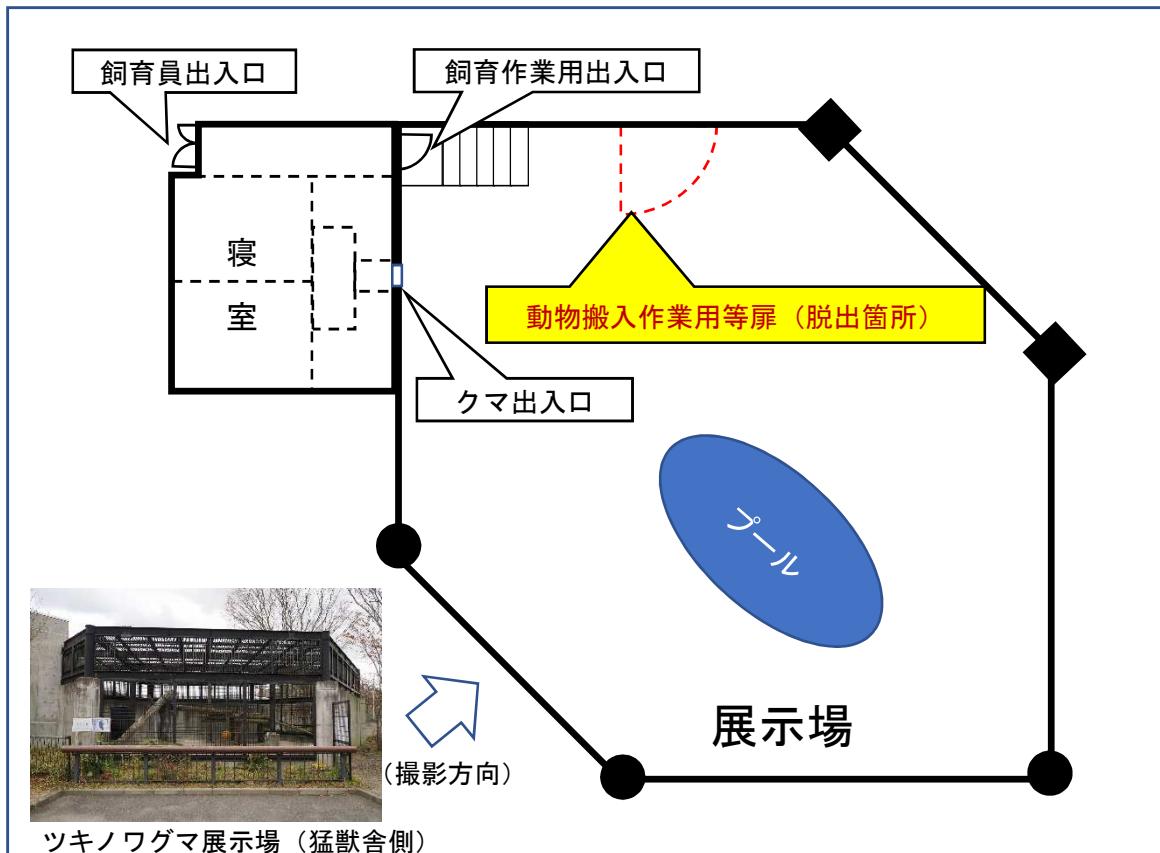
④ [現 状] 園内に野生動物が侵入した場合のマニュアルがなかった。

[改善策] 新たにマニュアルを設定し、事案発生時は、来園者の安全確保のほか、速やかに飼育動物を確認することを明記した。

(2) 施錠確認方法の強化

動物搬入作業用扉の施錠確認を確実に行うため、アラーム式の開閉警報器をクマ展示場の扉に設置した。また、他園の動物舎の施錠方法や安全管理体制等を調査する。

1 ツキノワグマ展示場概略図



2 ツキノワグマが脱出した扉 (動物搬入作業用等扉)



外側（園内通路、動物病院側）から撮影



展示場内から開放状態で撮影

3 動物搬入作業用等扉の鍵



施錠されている状態



施錠されていない状態

秋田市の観光振興に関する基本方針の策定について

1 策定の趣旨

本市では、人と消費を呼び込むため、多様化する旅行ニーズへの対応や冬季誘客といった長年の課題に加え、インバウンド観光の促進やデジタル技術を活用した効果的なプロモーションなど、新たな課題に適応した取組を推進するための基本方針を策定する。

2 基本方針の位置づけ

第15次秋田市総合計画における「プラスの循環戦略（案）」の内容を踏まえ、本市の現状や課題を把握し、より具体的な取組について整理する。

3 期間

基本的な計画期間は総合計画と合わせて令和8年度～令和12年度の5年間とするものの、観光事業者や関係団体等との意見交換のほか、外部環境の変化などを踏まえて適宜内容の見直しを行う。

4 基本方針の考え方

観光振興の目的である「より多くの人に知ってもらい」、「より多くの人に来てもらい」、「より長い時間楽しんでもらう」ことによる経済効果を早期に実現・実感するため、以下の視点を重視する。

(1) データ分析に基づく課題解決型の方針

データ分析により本市観光の現状と課題を把握し、課題解決への具体的な方向性を示す。

(2) 目標実現に向けた効果的な方針

施策や取組を網羅的・体系的にまとめのではなく、目標実現に向けた効果的な取組を厳選して示す。

(3) コンパクトでわかりやすい方針

関係団体や市民と連携して取組を進めるため、計画内容を速やかに共有できるようデータや根拠を示すとともに、コンパクトでわかりやすい方針を示す。

5 基本方針の構成（案）

現状分析	・全国、東北、秋田県の現状、本市の現状
強みと弱みの把握	・現状分析などを踏まえた強みと弱みの把握
主な取組	・現状分析、強みと弱みを踏まえた主な取組
目標値	・現状分析、強みと弱み、主な取組を踏まえたKPIの設定 ・5年後の目標値の設定

【別紙1 現状と今後の方針（案）】

	現状	今後の方針（案）
強みを活かす	<ul style="list-style-type: none"> 全国的に著名な観光資源がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 竿燈を活かした新たな価値の創造やプロモーションの強化を図る。 千秋公園の機能強化を図るほか、秋田独自の食文化を観光資源として最大限活用する。
	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船や国際チャーター便といった直接のインバウンドルートを持つ。 	<ul style="list-style-type: none"> クルーズ船及びチャーター便客を市内への観光周遊に誘導する。
	<ul style="list-style-type: none"> 陸海空の交通結節点として県内周遊観光の起点となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内の魅力ある観光資源を周遊する拠点として機能強化を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> トップスポーツクラブが複数ある。 	<ul style="list-style-type: none"> スポーツの力をいかした地域活性化の強化を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 芸術、文化、歴史に関連する拠点がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 芸術、文化、歴史に関連する観光資源についての情報発信を強化する。
弱みを克服する	<ul style="list-style-type: none"> 夏季以外の観光客が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外を問わず、魅力ある「旅マエ」情報の発信を強化し、認知度の向上を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 観光地としてのイメージが不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内外を問わず、魅力ある「旅マエ」情報の発信を強化し、認知度の向上を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> インバウンド客が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> 魅力ある「旅マエ」情報の発信を強化し、認知度の向上を図るほか、受入環境を整備する。
	<ul style="list-style-type: none"> 観光客の滞在時間が短い。 	<ul style="list-style-type: none"> 「旅ナカ」で役立つ情報発信や広域連携による取組で滞在時間の延長を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> 観光客の人数、属性、行動などの客観的データが不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 多面的なデータの収集とデータを活用したEBPMを進める。
	<ul style="list-style-type: none"> 観光を牽引する人材を活用しきれていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 観光産業人材や観光地経営人材の確保と活用を図る。

教育産業委員会資料
令和7年12月15日
観光振興課

秋田市雄和ふるさと温泉の利用料金の見直しについて

1 趣旨

秋田市雄和ふるさと温泉は令和7年6月に大規模改修工事に着手しており、改修により施設価値が向上することから、令和8年9月のリニューアルオープン（予定）にあわせ、利用料金の見直しについて検討を行っている。

2 現行の条例料金および利用料金

(単位：円)

施設名称	区分		条例料金 (限度額)	利用料金
個室	宿泊利用	一般	5,452	5,445
		小学生以下	3,685	3,685
	休憩利用		4,809	4,800
大広間	休憩利用	一般	400	400
		小学生以下	243	240
浴室	一般		500	500
	小学生以下		250	250
家族風呂			801	800
浴室 (回数券)	11回利用券	一般	5,000	5,000
		小学生以下	2,500	2,500
	23回利用券	一般	10,000	10,000
		小学生以下	5,000	5,000
	35回利用券	一般	15,000	15,000
		小学生以下	7,500	7,500

※ 利用料金は指定管理者と協議で設定

3 改定の考え方

令和6年4月からの料金改定と同様の考え方とする。

- (1) 算定料金（管理原価×受益者負担割合）に基づき、料金を設定する。
- (2) 利用者の急激な負担増に配慮し、現行料金の1.5倍を上限として設定する。
- (3) 民間施設や他自治体施設の料金区分、水準なども考慮する。

4 今後のスケジュール

令和8年2月 2月議会に条例改正案上程

9月 リニューアルオープンから新料金を適用予定

スタジアム整備について

新設とASPスタジアムの改修について、それぞれ配置案を作成し、整備スケジュールや整備費、財政負担の観点などから比較検討を行い、市としての方針を取りまとめた。

1 配置案

- ・Jリーグのスタジアム基準とJリーグ規約第34条に定める「理想のスタジアム」の要件を踏まえた標準的なモデルとして、5,000人規模、7,000～8,000人規模、10,000人規模の3パターンについて作成した。
- ・新設案は、令和6年2月供用開始の金沢スタジアム（入場可能数10,444人、座席数8,096席）を参考とし、改修案は、現在のフィールドを東側に6m程度平行移動して、既存メインスタンド前方にもスタンドを設ける配置とした。

2 各パターンの比較

(1) 座席数

	5,000人規模	7～8,000人規模	10,000人規模
新設案	5,026席	7,770席	10,170席
ASPスタジアム改修案	5,473席	7,583席	9,203席

(2) 整備費

	5,000人規模	7～8,000人規模	10,000人規模
新設案	142億300万円	192億9,200万円	199億1,900万円
うち国交付金等	約57億円	約74億円	約76億円
ASPスタジアム改修案	138億5,800万円	194億9,300万円	200億8,000万円
うち国交付金等	約27億円	約47億円	約49億円

※整備費には、設計や代替施設整備等の関連経費を含む。

(3) 維持管理費（年額）

	5,000人規模	7～8,000人規模	10,000人規模
新設案	1億700万円	1億1,200万円	1億1,500万円
ASPスタジアム改修案	1億500万円	1億1,000万円	1億1,300万円

3 検討結果

(1) 施設規模

- 各配置案の延べ面積や類似施設を参考として、今後の物価上昇も一定程度見込んで試算した結果、それぞれの施設規模において、新設と改修で整備費および維持管理費に大きな差はなかった。

(2) 本市財政への影響

- 5,000人規模のスタジアムを新設する場合、関連経費を含めた整備費は約142億円と見込まれ、仮に、県とブラウブリッツ秋田の負担なしで本市が単独で整備を進めるとなると、建設中で毎年約4～8億円、整備後15年間は、維持管理費と公債費で毎年約5億円程度の負担増となることが見込まれる。
- 今年6月に策定した「秋田市中・長期財政見通し」では、毎年度生じる収支不足を主要2基金で補てんする一方で、その補てん額を上回る基金への積立て・積戻しを行うこととしている。
- 本市が単独でスタジアム整備を進めた場合、基金への積増し額よりもスタジアムにかかる将来負担額が上回り、基金残高の回復は見込めなくなることから、財政健全化の観点からは、長期間に渡り毎年約5億円を負担することは困難である。

4 市としての方針

こうした検討結果を踏まえ、市としての方針を以下のとおりとし、この方針に沿って事業主体や費用負担などについて、県およびブラウブリッツ秋田と三者で協議していく。

- 整備費用がほぼ変わらず、国の交付金等も新設の場合が有利であることから、ASPスタジアムの改修は行わず、今後も維持する。
- 5,000人規模であっても財政的な負担が大きく、仮に公設で整備するとしても、本市が単独では事業主体とならない。
- ASPスタジアムについては、これまでどおり維持していく必要があることから、事業主体とならない場合、原則として、新たなスタジアムの維持管理費は負担しない。

参考 Jリーグスタジアム基準 2025年度用（抜粋）

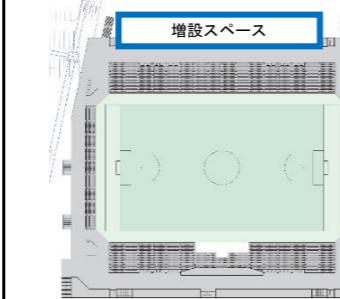
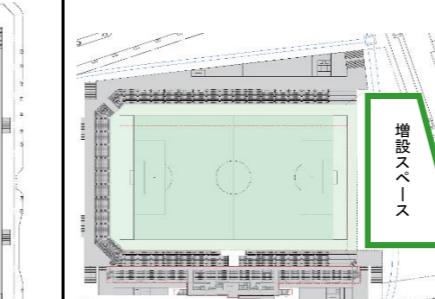
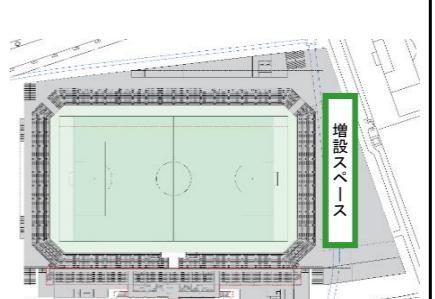
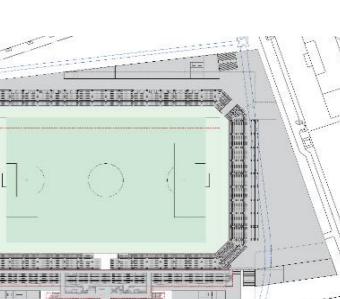
（入場可能数）

- J1は15,000人以上、J2は10,000人以上
 - 椅子席で、J1は10,000人以上、J2は8,000席以上の座席があること
- ただし、原則としてJリーグ規約第34条に定める「理想のスタジアム」の要件を満たし、ホームタウン人口等の状況、観客席の増設可能性（特に敷地条件）、入場料収入確保のための施策等を踏まえて理事会が総合的に判断した場合、5,000人以上（全席個席であること）で基準を満たすものとする。

Jリーグ規約 第34条【理想のスタジアム】

- 公式試合で使用するスタジアムは、Jリーグスタジアム基準を充足することに加え、以下の要件を満たすことが望ましい。
 - ① フットボールスタジアムであること
 - ② アクセス性に優れていること
 - ③ すべての観客席が屋根で覆われていること
 - ④ 複数のホスピタリティラウンジやホスピタリティボックス、安定した通信環境を備えていること

1 検討事項まとめ

項目	新 設			改 修		
	5,000人規模	7~8,000人規模	10,000人規模	5,000人規模	7~8,000人規模	10,000人規模
計画の概要	 <ul style="list-style-type: none"> 規模が類似した金沢スタジアムを参考に計画 東側バックスタンド部分を観客席増設スペースとして設定 	 <ul style="list-style-type: none"> 東側の増設スペースにバックスタンドを計画 バックスタンド3階を観客席増設スペースとして設定 	 <ul style="list-style-type: none"> 東側バックスタンド3階に観客席を計画 	 <ul style="list-style-type: none"> 現在のフィールドを東側に6m程度平行移動し、既存メインスタンド前方と北側・東側にスタンドを計画 南側サイドスタンド部分を観客席増設スペースとして設定 	 <ul style="list-style-type: none"> 南側の増設スペースにサイドスタンドを計画 南側サイドスタンド後方を観客席増設スペースとして設定 	 <ul style="list-style-type: none"> 南側サイドスタンド後方に観客席を計画
座席数	5,026席	7,770席	10,170席	5,473席	7,583席	9,203席
(1) スタジアム基準	△ ・プラウブリッツ秋田の平均入場者数を考慮すると、規模が十分ではない	○ ・最終的には15,000席までの拡張できることが望ましい (将来の拡張が可能であれば、当初、メインスタンドを屋根ありの5,000席とし、他は屋根なしとしてもJ1ライセンスの交付は可能)	○ 同左	△ ・プラウブリッツ秋田の平均入場者数を考慮すると、規模が十分ではない ・新設に比べ、ホスピタリティボックスが少ない	△ ・新設に比べ、ホスピタリティボックスが少ない	△ 同左
(2) 整備スケジュール	○ ・令和13年8月までに整備するためには、令和8年度中の設計着手が必要	○ 同左	○ 同左	△ ・令和13年8月までに整備するためには、令和8年度中の設計着手が必要 ・工事に使用できるスペースが限られるため、新設より工事が長期化することも懸念される	△ 同左	△ 同左
(3) 整備費	— 14,203,000千円	— 19,292,000千円	— 19,919,000千円	— 13,858,000千円	— 19,493,000千円	— 20,080,000千円
(4) 維持管理費	— 107,000千円／年	— 112,000千円／年	— 115,000千円／年	— 105,000千円／年	— 110,000千円／年	— 113,000千円／年
(5) 周辺環境への影響	○ ・近隣の住宅地からは一定の距離があり、騒音や照明が周辺に与える影響は小さい	○ 同左	○ 同左	△ ・北側の住宅地に近接していることから、騒音や照明の影響を低減するための対策が必要	△ 同左	△ 同左
総合評価	<ul style="list-style-type: none"> スタジアム基準への適合や整備スケジュールについて、大きな課題はない。 公設の場合は、ある程度国の交付金等の有利な財源を見込むことができるが、5,000人規模であっても整備費は約142億円と見込まれることから、大きな財政負担となる。 			<ul style="list-style-type: none"> 整備費は新設とほぼ変わらず、国の交付金等も新設の場合ほど見込めないことから、改修を選択する合理的な理由はない。 		

※各パターンの配置図・各階平面図・断面図は、参考資料として添付

2 配置案

項目	新 設	改 修
(1) 整備場所	<p>・八橋運動公園第2球技場、健康広場（第2球技場の代替地は未定）</p> <p>秋田市役所 秋田県庁 秋田地方裁判所 山王大通り けやき通り 保戸野幹線 山王幹線 八橋運動公園 第2球技場 整備場所 健康広場</p> <p>・都市計画区域（市街化区域）八橋運動公園 ・用途地域 第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%、容積率200%） ・埋設配管等 保戸野幹線（雨水管）Φ1,650mm、山王北幹線（雨水管）Φ2,400mm 水道管 Φ600mm、合流管 Φ1,300mm（西側市道） 配置案の作成に当たっては、配管の移設は想定しない</p>	<p>・ASPスタジアム</p> <p>秋田市役所 秋田県庁 秋田地方裁判所 山王大通り けやき通り 保戸野幹線 山王幹線 八橋運動公園 整備場所 ASPスタジアム 健康広場</p>
(2) 整備の流れ	<p>①スタジアム新設 → ②人工芝グラウンド整備（整備地未定） ・ASPスタジアムは現状維持とする</p>	<p>①ASPスタジアム改修 ・第2球技場、健康広場は現状維持とする</p>
(3) 入場可能数	<p>・5,000人規模、7,000～8,000人規模、10,000人規模の3パターンを設定し、比較検討を行うための配置案を作成する</p>	同左

3 想定スケジュール

項目	令和8年度 (2026)			令和9年度 (2027)			令和10年度 (2028)			令和11年度 (2029)			令和12年度 (2030)			令和13年度 (2031)			令和14年度 (2032)			令和15年度 (2033)			令和16年度 (2034)			令和17年度 (2035)					
	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	
新設（10,000人規模）	整備目標：令和13年8月（Jリーグ2031シーズン開幕）																																
調査・設計等	測量・地質調査・設計			スタジアム新設工事			施設利用（令和10年6月まで）			第2球技場が使用できない期間（4年）			施設利用開始（令和13年8月から）			第2球技場代替グラウンド整備（整備地未定）			施設利用開始（令和14年7月から）			第2球技場・健康広場			八橋球技場（ASPスタジアム）			第2球技場代替地（整備地未定）					
第2球技場・健康広場	施設利用（令和10年6月まで）			第2球技場が使用できない期間（4年）			施設利用開始（令和13年8月から）			第2球技場代替グラウンド整備（整備地未定）			施設利用開始（令和14年7月から）			第2球技場・健康広場			八橋球技場（ASPスタジアム）			第2球技場代替地（整備地未定）			第2球技場・健康広場			八橋球技場（ASPスタジアム）					
改修（10,000人規模）	八橋球技場が使用できない期間（3年6か月）																																
調査・設計等	測量・地質調査・設計			第2球技場改修工事（工事に使用できるスペースが限られるため、新設より工事が長期化することも懸念される）			施設利用（現状維持）			八橋球技場が使用できない期間（3年6か月）			施設利用（令和10年6月まで）			施設利用開始（令和14年1月から）			第2球技場・健康広場			八橋球技場（ASPスタジアム）			第2球技場代替地（整備地未定）			第2球技場・健康広場			八橋球技場（ASPスタジアム）		

4 整備費と財源内訳

(1) 整備費		新 設			改 修			(単位：千円)	
項目		5,000人規模	7~8,000人規模	10,000人規模	5,000人規模	7~8,000人規模	10,000人規模	備考	
委託費等	測量	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000	22,000		
	地質調査	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000	38,000		
	周辺建物調査（事前・事後）	-	-	-	30,000	30,000	30,000		
	基本設計	170,000	201,000	212,000	194,000	239,000	244,000		
	実施設計	254,000	302,000	320,000	273,000	344,000	352,000		
	工事監理	236,000	296,000	319,000	239,000	326,000	335,000		
	備品費・他	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000		
	委託費等 計 ①	920,000	1,059,000	1,111,000	996,000	1,199,000	1,221,000		
工事費	第2球技場既存構造物撤去費	133,000	133,000	133,000	-	-	-	物価上昇想定(14.3%)を含む	
	新設工事費	12,276,000	17,226,000	17,801,000	-	-	-	"	
	ASPスタジアム改修費	-	-	-	12,862,000	18,294,000	18,859,000	"	
	人工芝グラウンド整備費	874,000	874,000	874,000	-	-	-	"	
	工事費 計 ②	13,283,000	18,233,000	18,808,000	12,862,000	18,294,000	18,859,000		
	整備費 ①+②	14,203,000	19,292,000	19,919,000	13,858,000	19,493,000	20,080,000		

(2) 財源内訳（想定）

ア 民間事業者が整備する場合（秋田県・秋田市・ブラウブリッツ秋田で、それぞれ1/3ずつ負担すると仮定）												(単位：千円)	
区分	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	金額	割合	備考
秋田県負担額 (1/3)	4,734,330	33.3%	6,430,660	33.3%	6,639,660	33.3%							
秋田市負担額 (1/3)	4,734,330	33.3%	6,430,660	33.3%	6,639,660	33.3%	改修の場合、民間事業者が事業主体となることは想定しない						
ブラウブリッツ秋田負担額 (1/3)	4,734,340	33.4%	6,430,680	33.4%	6,639,680	33.4%							
合 計	14,203,000	100.0%	19,292,000	100.0%	19,919,000	100.0%							

イ 秋田県又は秋田市が整備する場合

(単位：千円)													
区分	金額	割合	備考										
防災・安全交付金 ※1	4,152,080	29.2%	5,872,181	30.4%	6,080,168	30.5%	2,197,547	15.9%	4,218,205	21.6%	4,383,600	21.8%	国土交通省
第2世代交付金 ※1	1,500,000	10.6%	1,500,000	7.8%	1,500,000	7.5%	476,000	3.4%	476,000	2.5%	476,000	2.4%	内閣府
スポーツ振興くじ助成金（人工芝グラウンド整備）※1	48,000	0.3%	48,000	0.3%	48,000	0.3%	-	-	-	-	-	-	独立行政法人 日本スポーツ振興センター
事業主体負担額【A】	8,502,920	59.9%	11,871,819	61.5%	12,290,832	61.7%	11,184,453	80.7%	14,798,795	75.9%	15,220,400	75.8%	
合 計	14,203,000	100.0%	19,292,000	100.0%	19,919,000	100.0%	13,858,000	100.0%	19,493,000	100.0%	20,080,000	100.0%	
→ (参考) 事業主体負担額【A】の1/3を秋田市負担額とした場合 ※2	2,834,300		3,957,270		4,096,940		3,728,150		4,932,930		5,073,460		

※1 秋田県又は秋田市が整備する場合は、国交付金（防災・安全交付金、第2世代交付金）およびスポーツ振興くじ助成金の活用が可能

※2 事業主体負担額【A】を秋田県・秋田市・ブラウブリッツ秋田の3者で負担する場合、負担割合によっては国交付金が減額となることから再計算が必要となる

5 整備費の財源として見込む国交付金等の概要

(1) 防災・安全交付金 【国土交通省】

- 八橋運動公園は、災害対策基本法に基づく地域防災計画等において「地域防災拠点」として位置付けられており、防災・安全交付金（防災公園）の定義を満たすことから活用が可能
- 都市要件：県庁所在都市、人口10万人以上の都市であること
- 面積要件：概ね10ha以上
- 対象事業：都市公園法施行令第31条の5「運動施設」の整備であること
 - 駐車場やトイレなどの便益施設、倉庫や事務所などの管理施設および備蓄倉庫などの災害応急対策施設
 - （それ以外の施設については、地域防災計画への明記が必要）
- 補助率：補助対象事業費の1／2

(2) 第2世代交付金（拠点整備事業） 【内閣府】

- 他の国庫補助金等を活用する事業において、対象とならない経費に活用することが可能であり、防災・安全交付金等の交付対象外となる施設整備や事業設備・備品経費に活用が可能
- 地方版総合戦略に位置付けられた事業に対して交付することが可能
- 対象事業：建築物、設備整備・用地造成、備品整備
- 事業計画期間：原則3か年度以内（最長5か年度）
- 交付上限額：国費15億円以内（事業費ベース30億円）※中核市
- 補助率：補助対象事業費の1／2

(3) スポーツ振興くじ助成金 【独立行政法人 日本スポーツ振興センター】

- 地方公共団体等のスポーツ振興を目的とする事業に活用が可能
- 助成上限額：4,800万円（芝生化新設）

6 維持管理費と財源内訳

(1) 維持管理費（年額）

項目	新 設			改 修			備考
	5,000人規模	7~8,000人規模	10,000人規模	5,000人規模	7~8,000人規模	10,000人規模	
維持管理費（人件費・事務費・清掃委託費等）	51,000	54,000	56,000	49,000	52,000	54,000	金沢スタジアムを参考に試算 (清掃・警備は延べ面積に応じて調整)
芝生管理費	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	27,000	ASPスタジアムの実績
光熱水費	29,000	31,000	32,000	29,000	31,000	32,000	金沢スタジアムを参考に試算 (延べ面積に応じて調整)
維持管理費（年額）	107,000	112,000	115,000	105,000	110,000	113,000	

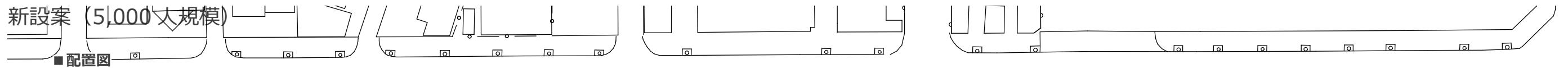
(2) 財源内訳（年額）の想定

ア 民間事業者が整備する場合

- 秋田県と秋田市は維持管理費の負担なしと仮定

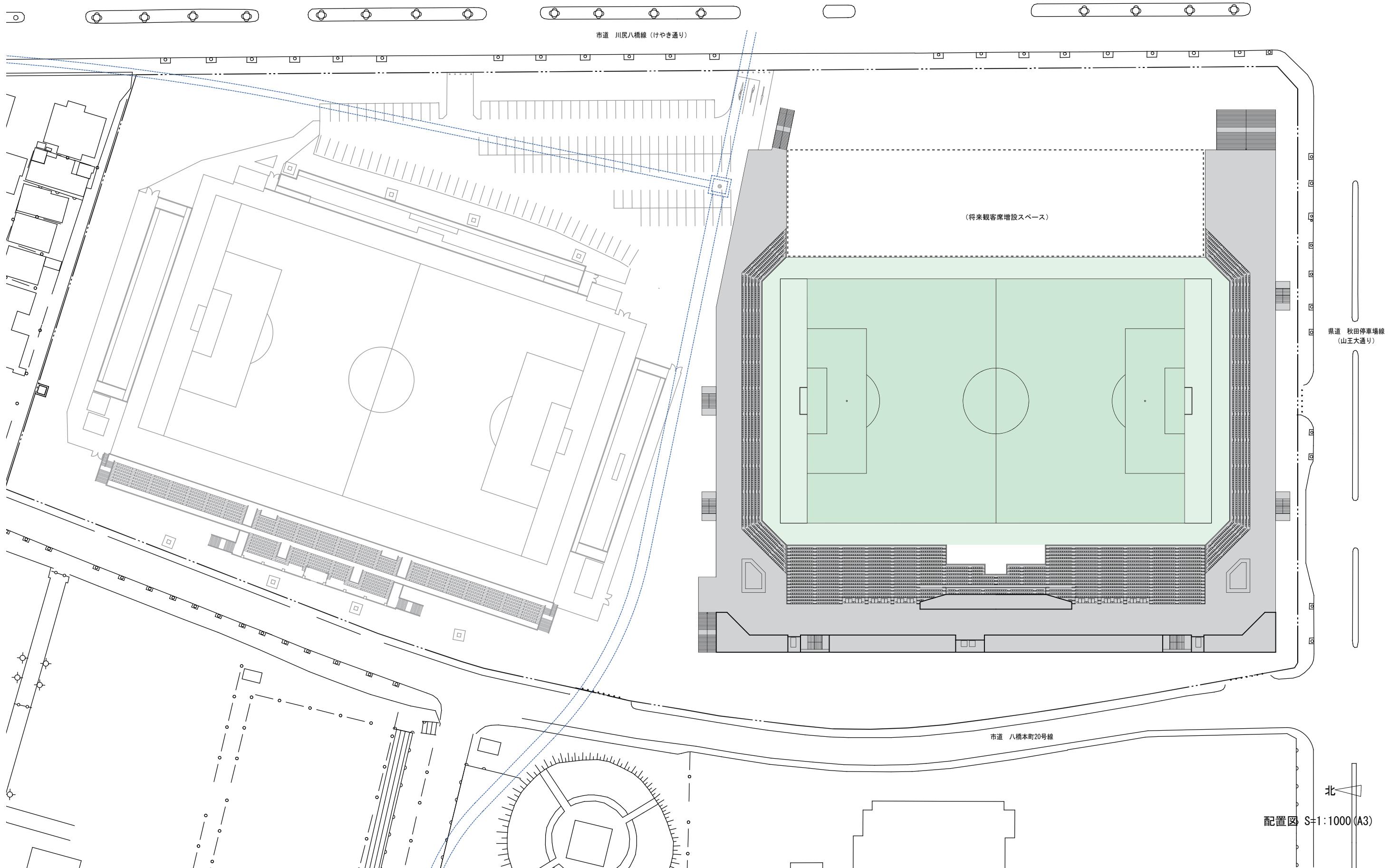
イ 秋田県又は秋田市が整備する場合

区分	（単位：千円）												備考
	金額	割合											
施設使用料	23,000	21.5%	23,000	20.5%	23,000	20.0%	17,850	17.0%	17,850	16.2%	17,850	15.8%	ホスピタリティボックスの数 【新設】24室、【改修】6室
ネーミングライツ料	3,850	3.6%	3,850	3.5%	3,850	3.3%	1,100	1.0%	1,100	1.0%	1,100	1.0%	【新設】ソーススタジアムの実績 【改修】ASPスタジアムの実績
その他収入	4,000	3.7%	4,500	4.0%	5,000	4.4%	3,000	2.9%	3,250	3.0%	3,500	3.1%	広告料、行政財産の目的外使用料等
事業主体負担額【B】	76,150	71.2%	80,650	72.0%	83,150	72.3%	83,050	79.1%	87,800	79.8%	90,550	80.1%	
合 計	107,000	100.0%	112,000	100.0%	115,000	100.0%	105,000	100.0%	110,000	100.0%	113,000	100.0%	

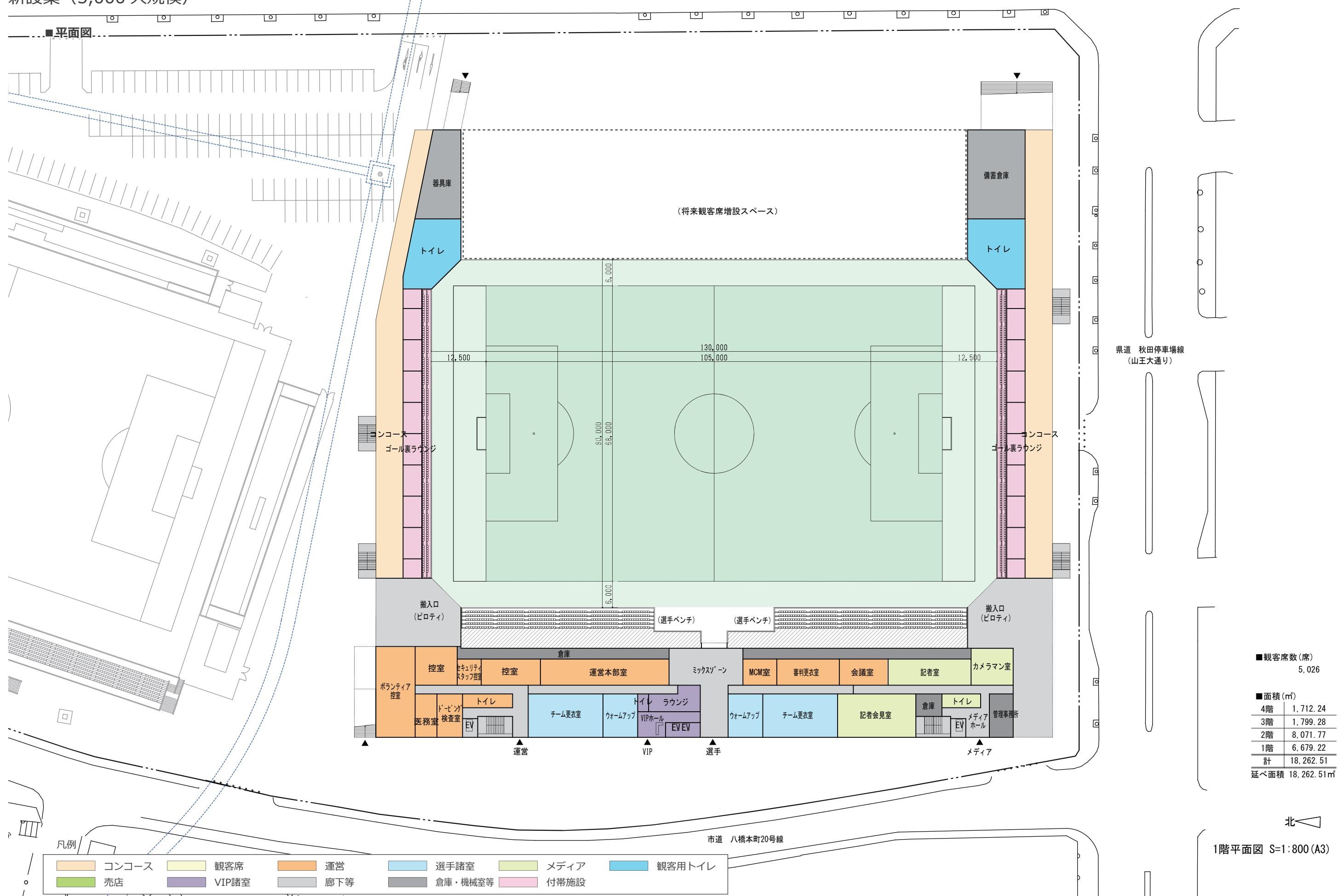


新設案 (5,000人規模)

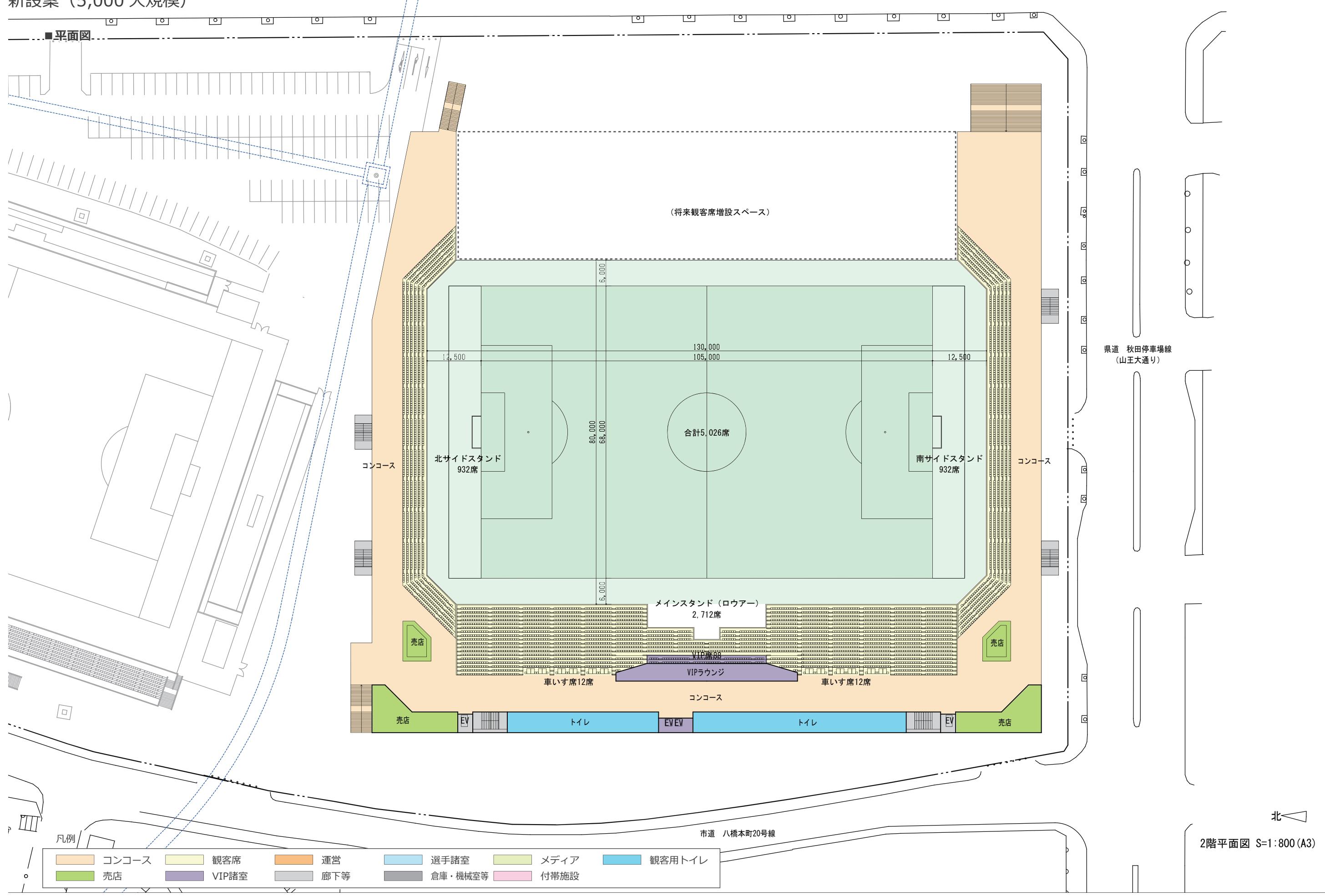
■配置図



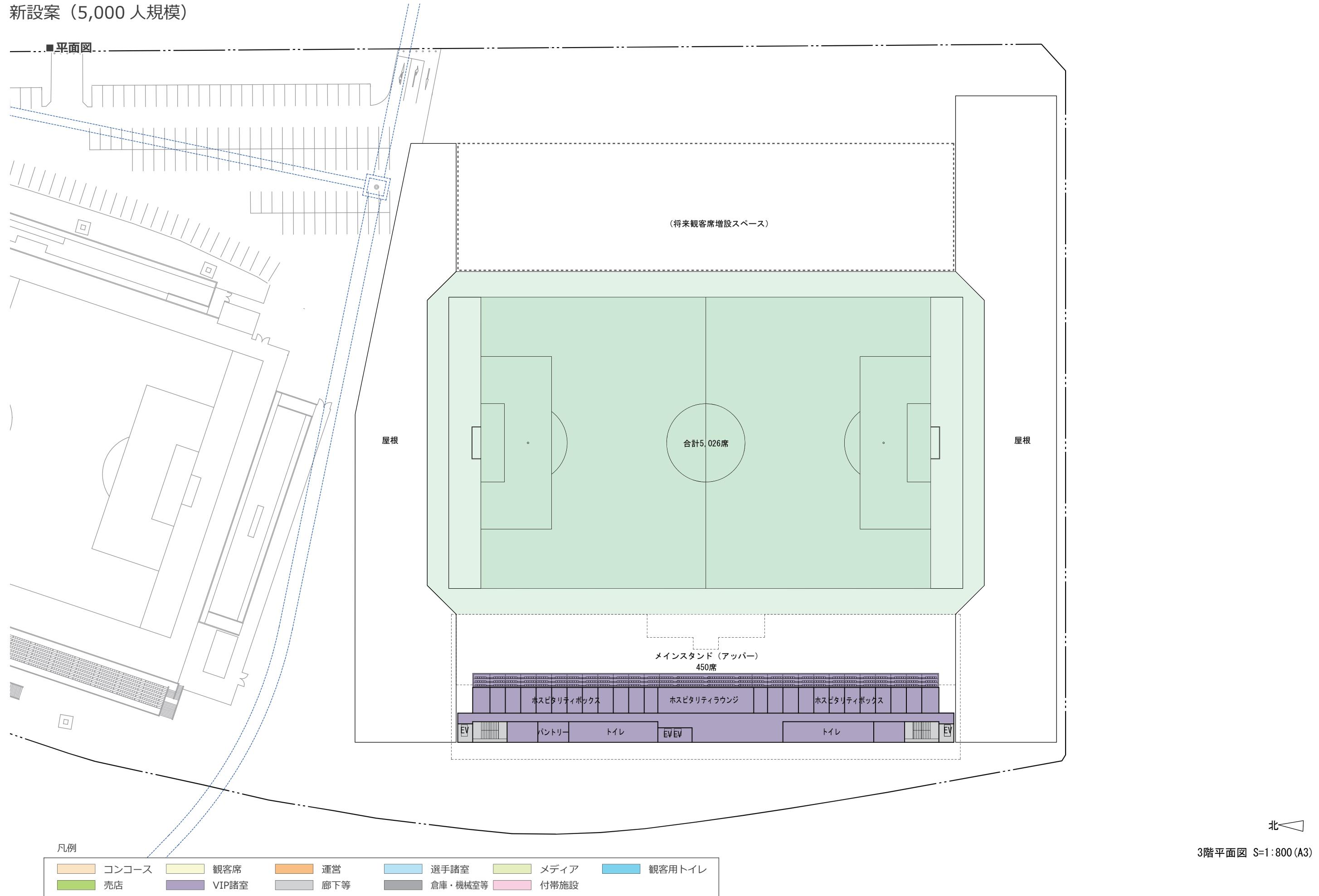
新設案 (5,000 人規模)



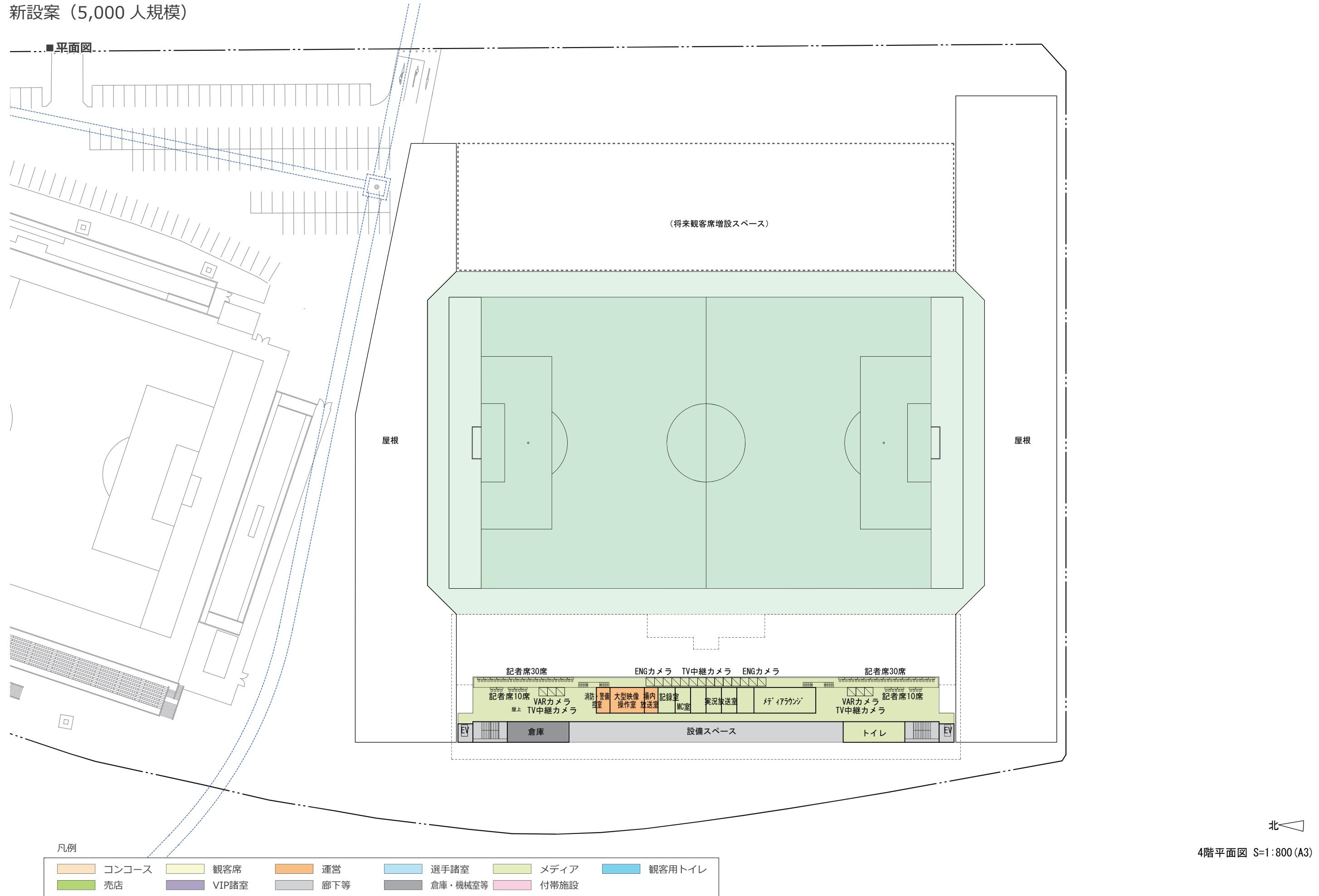
新設案 (5,000 人規模)



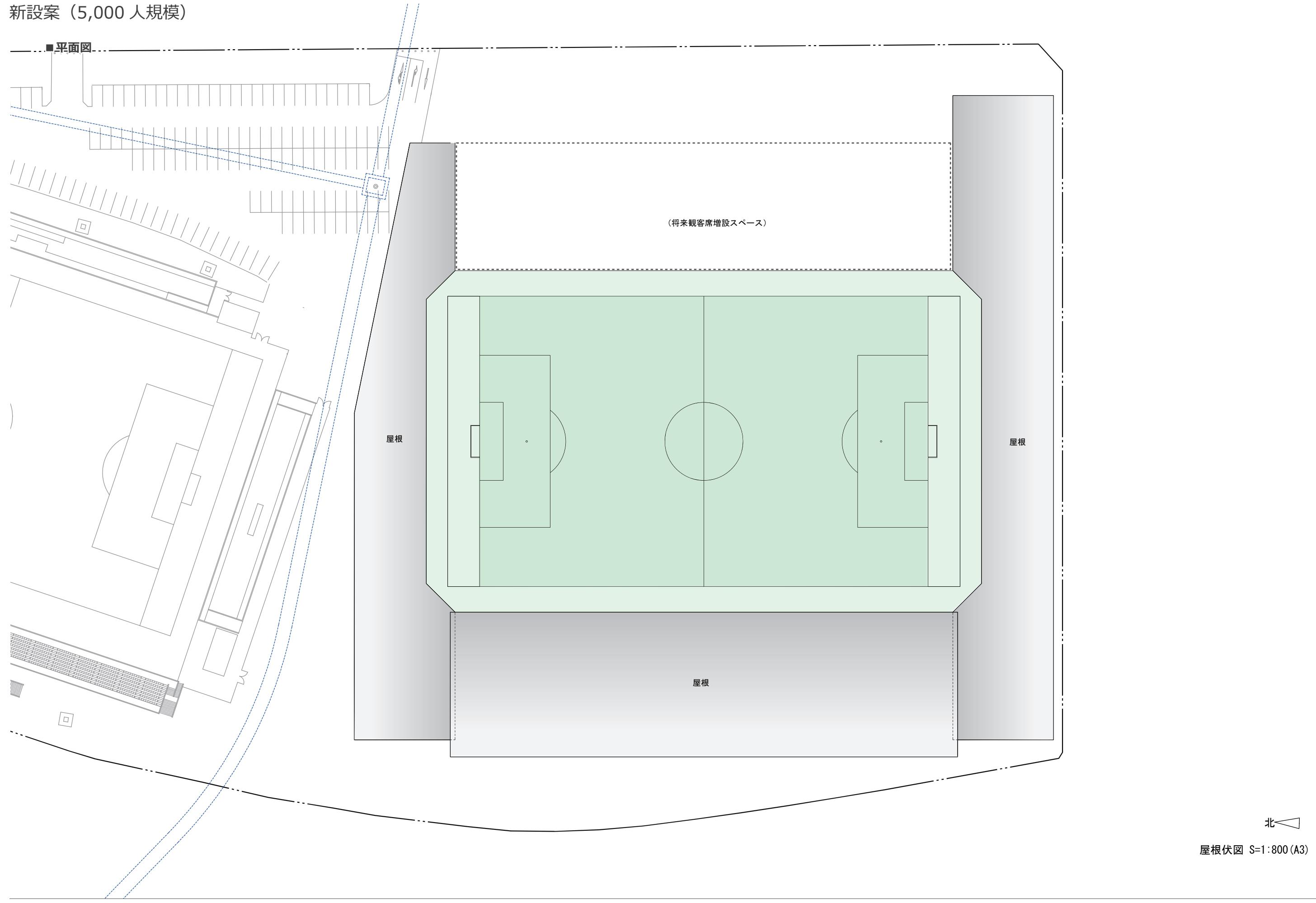
新設案 (5,000 人規模)



新設案 (5,000 人規模)

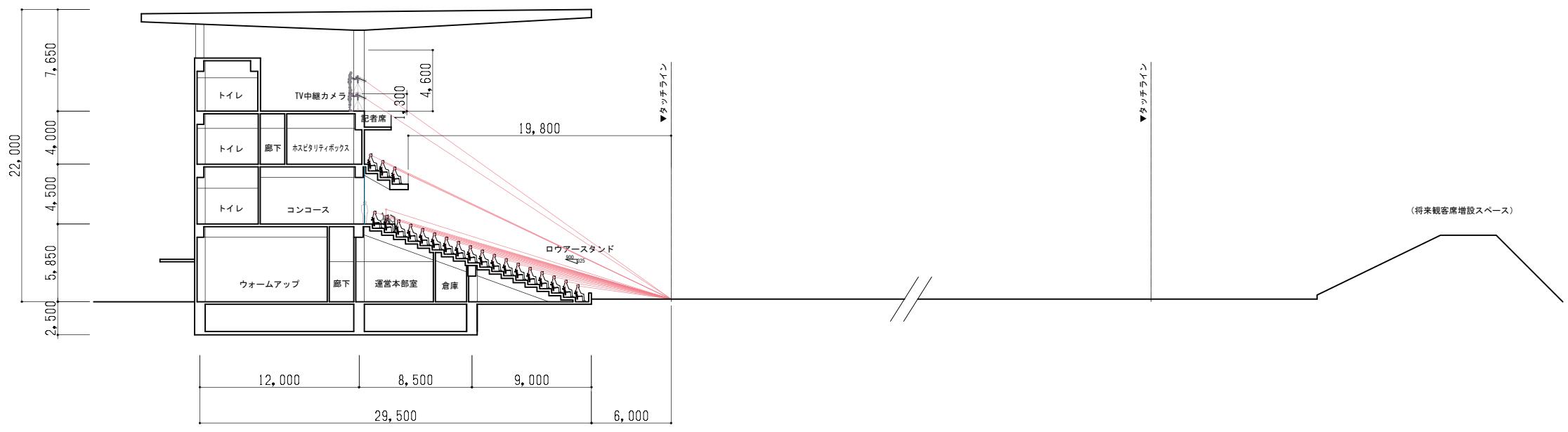


新設案 (5,000 人規模)

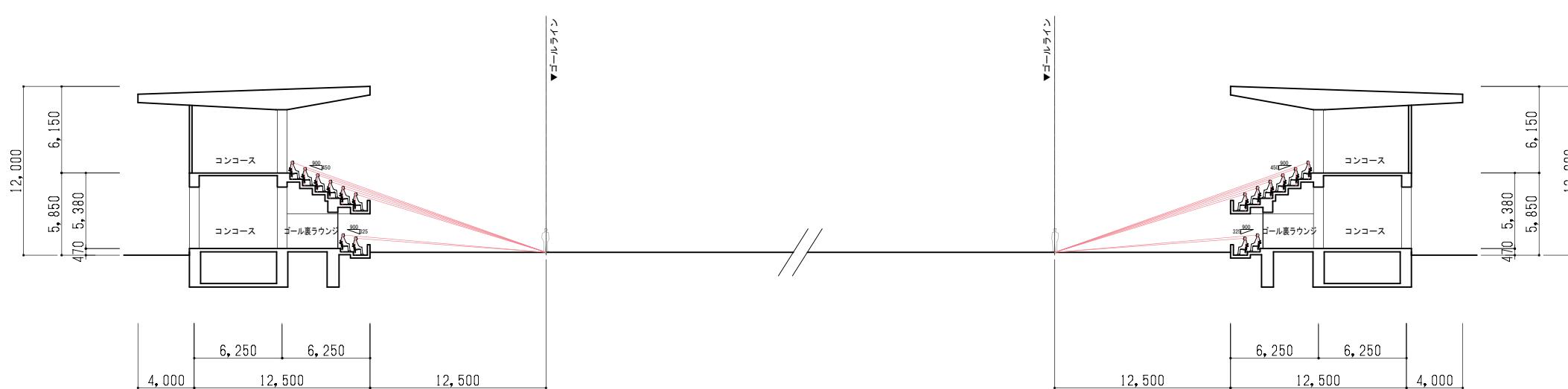


新設案 (5,000 人規模)

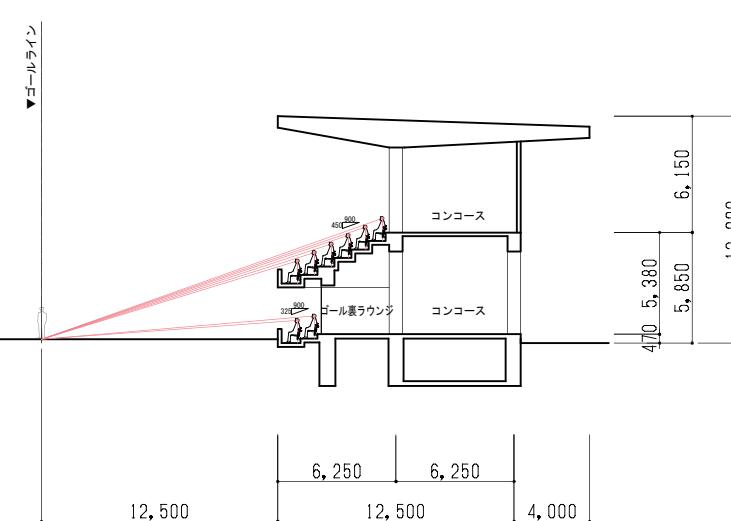
■断面図



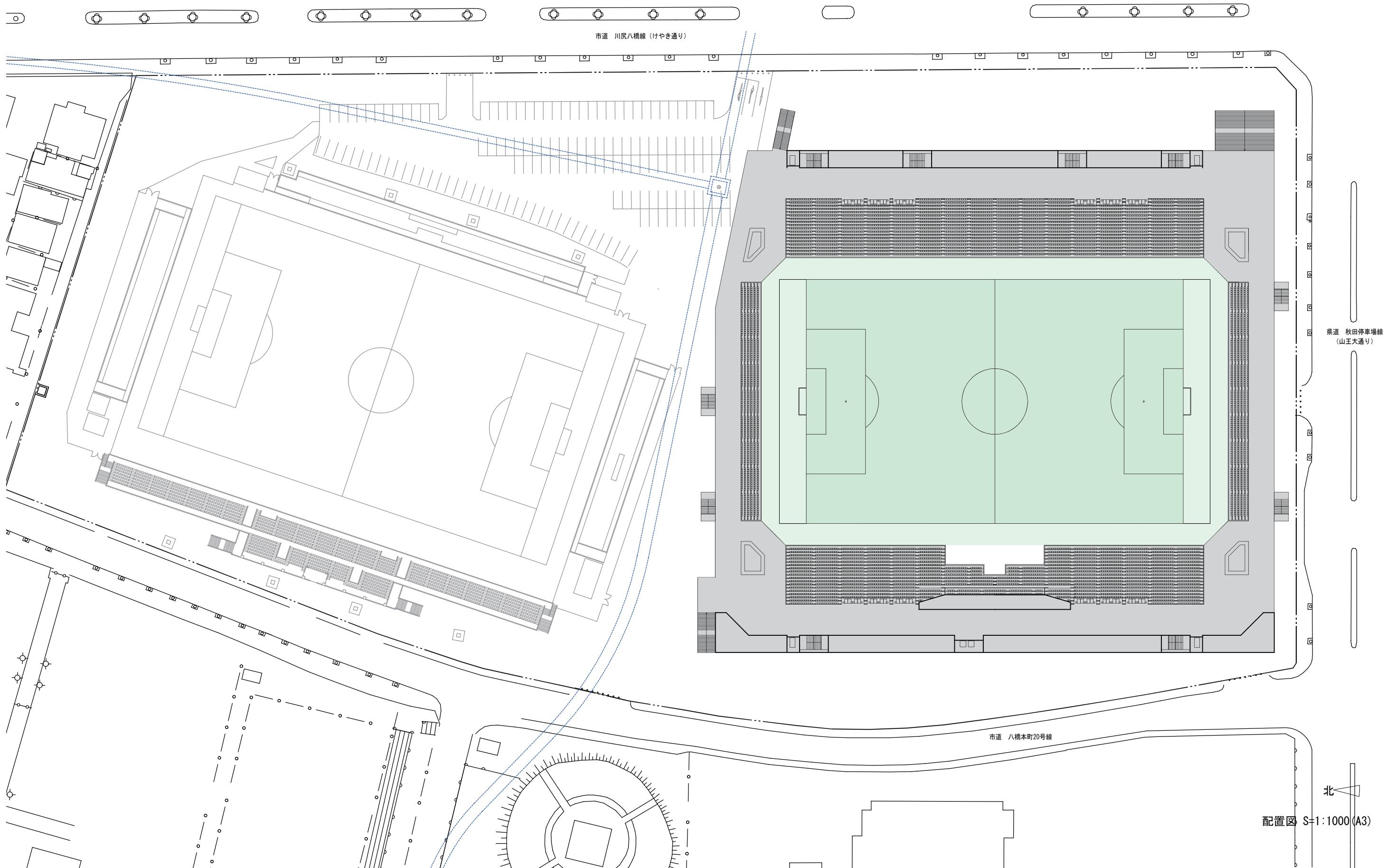
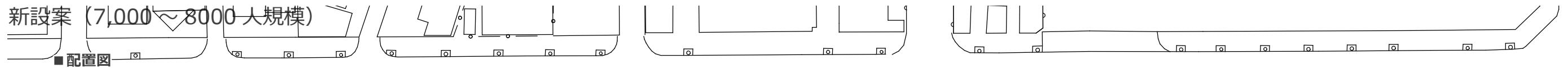
バックスタンド断面図



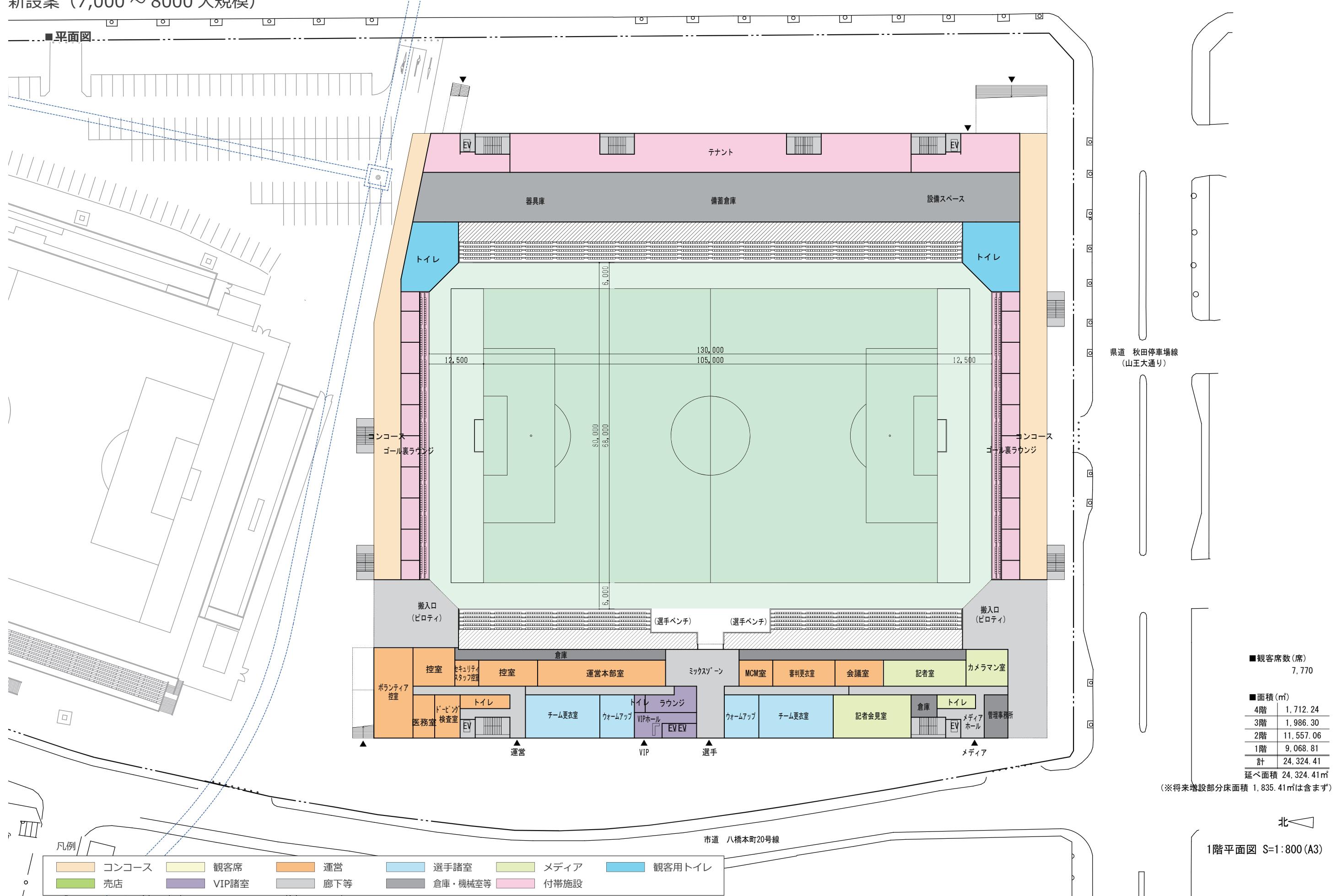
南サイドスタンド断面図



断面図 S=1:400 (A3)

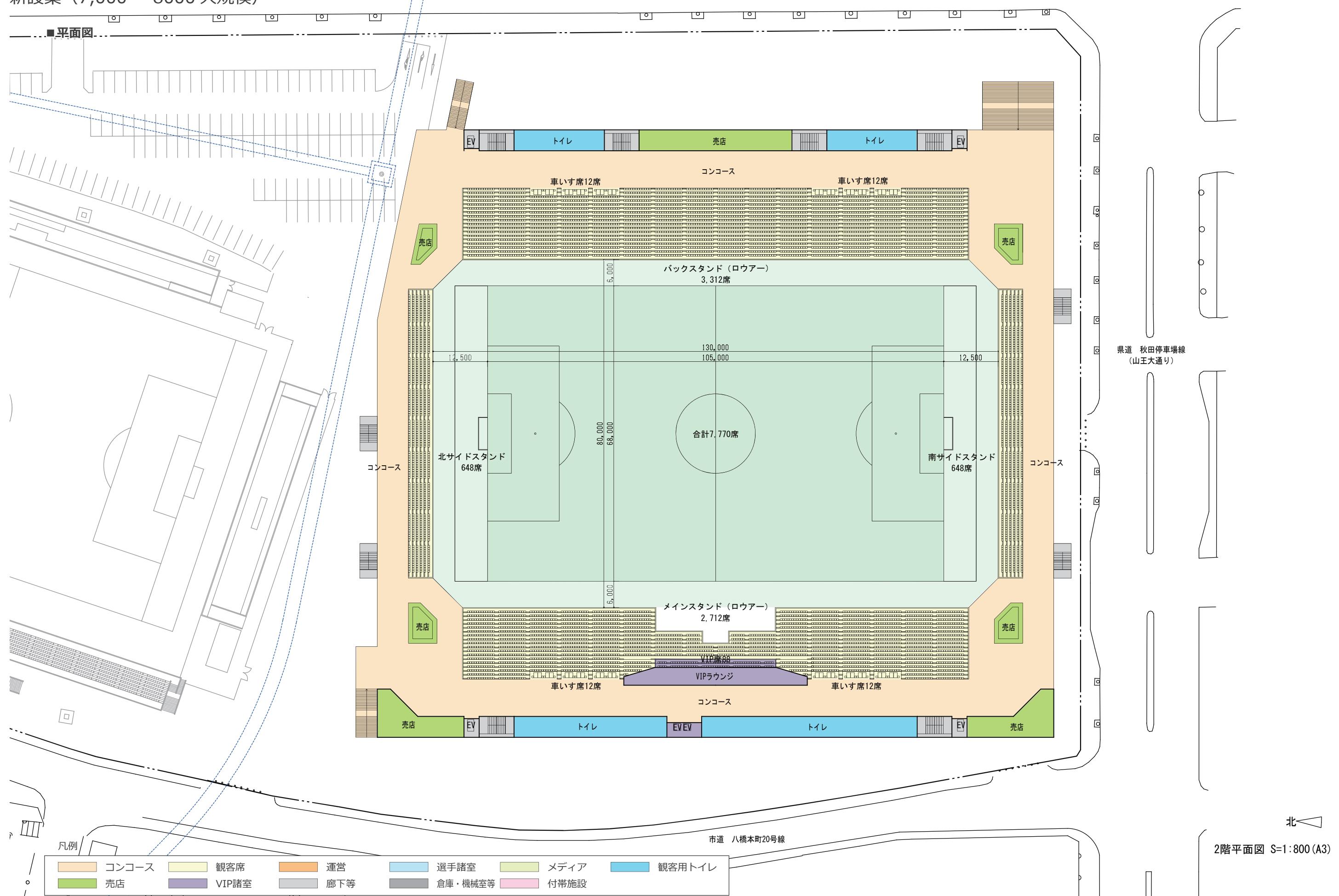


新設案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

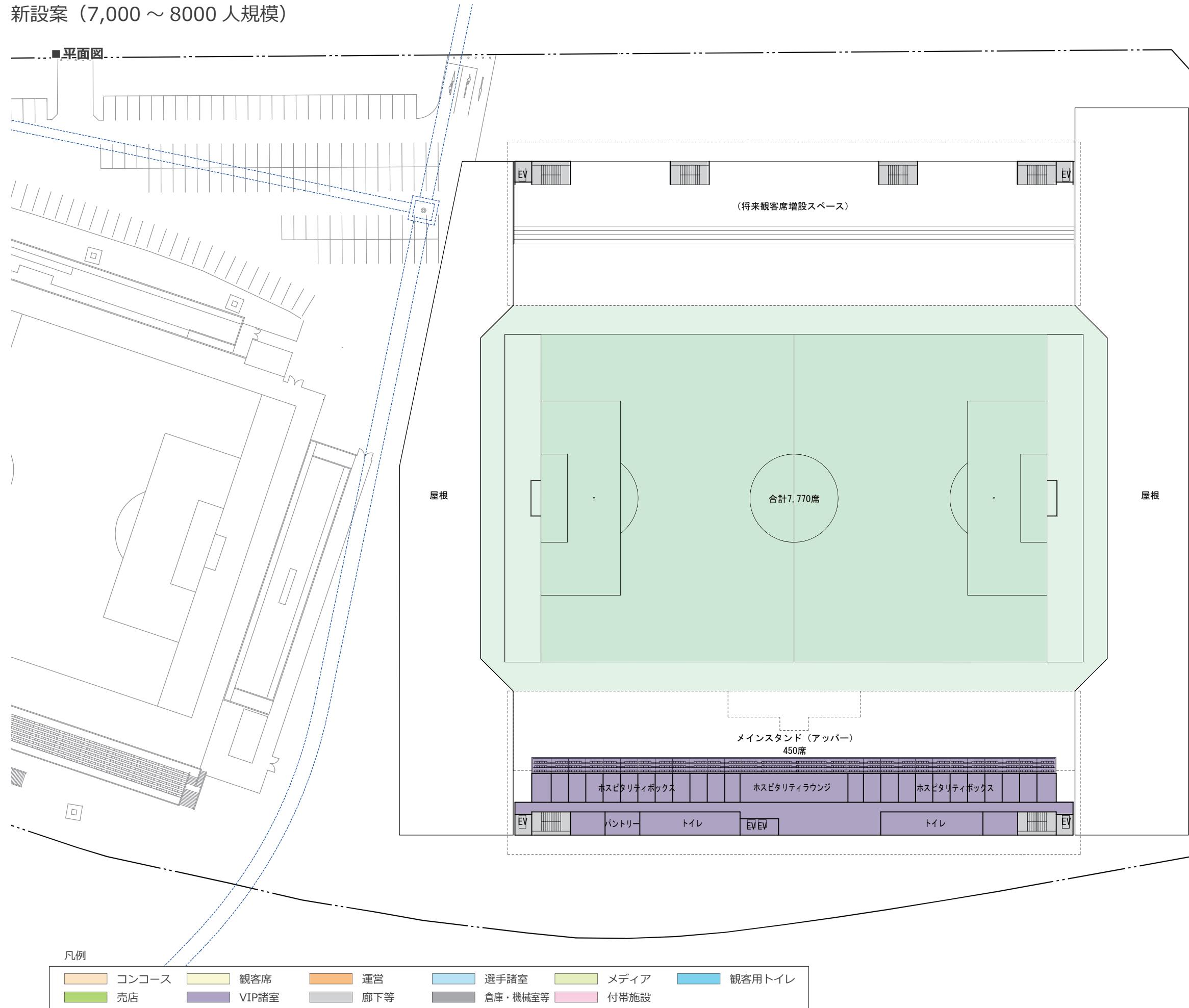


新設案 (7,000 ~ 8000 人規模)

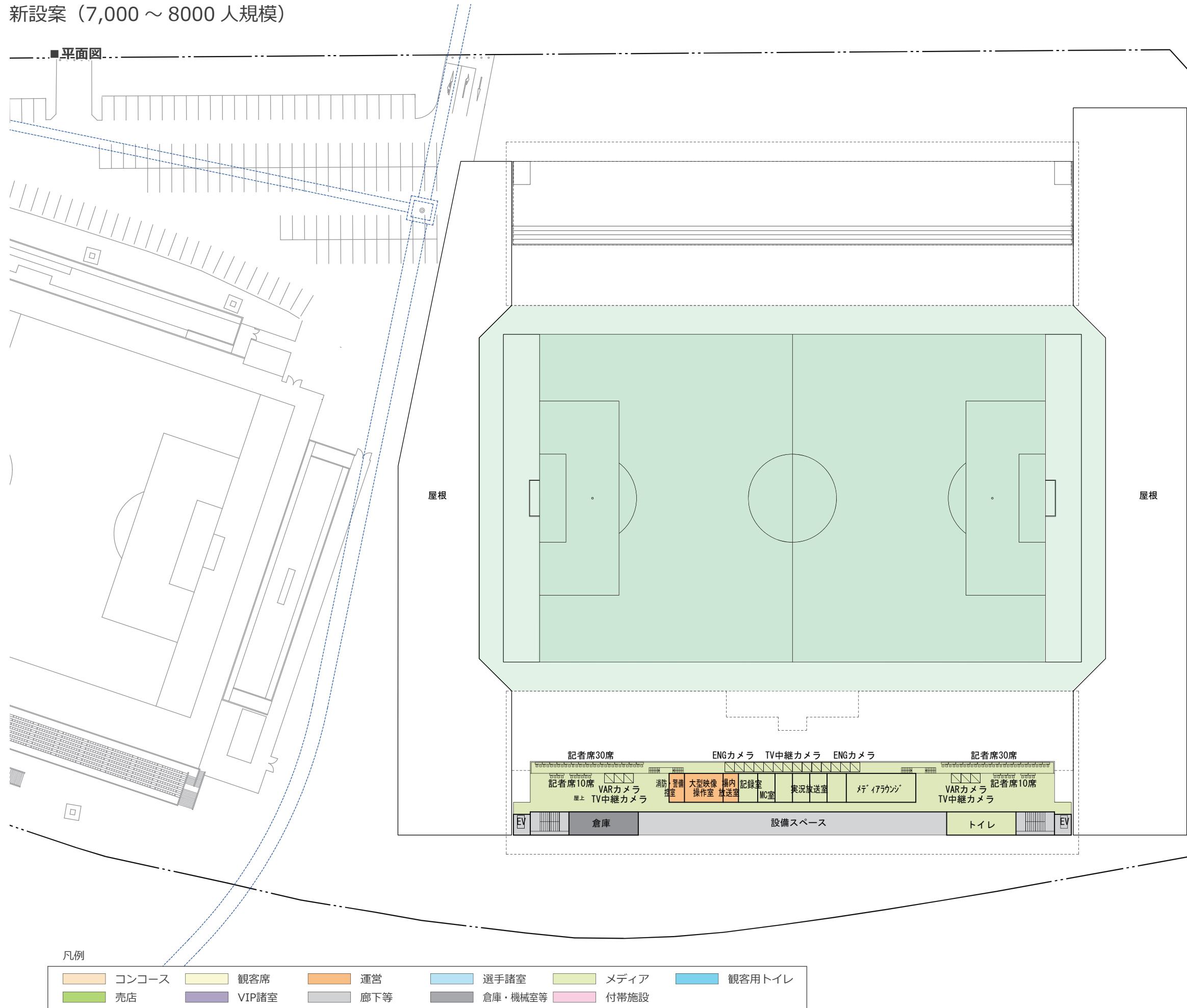
■平面圖



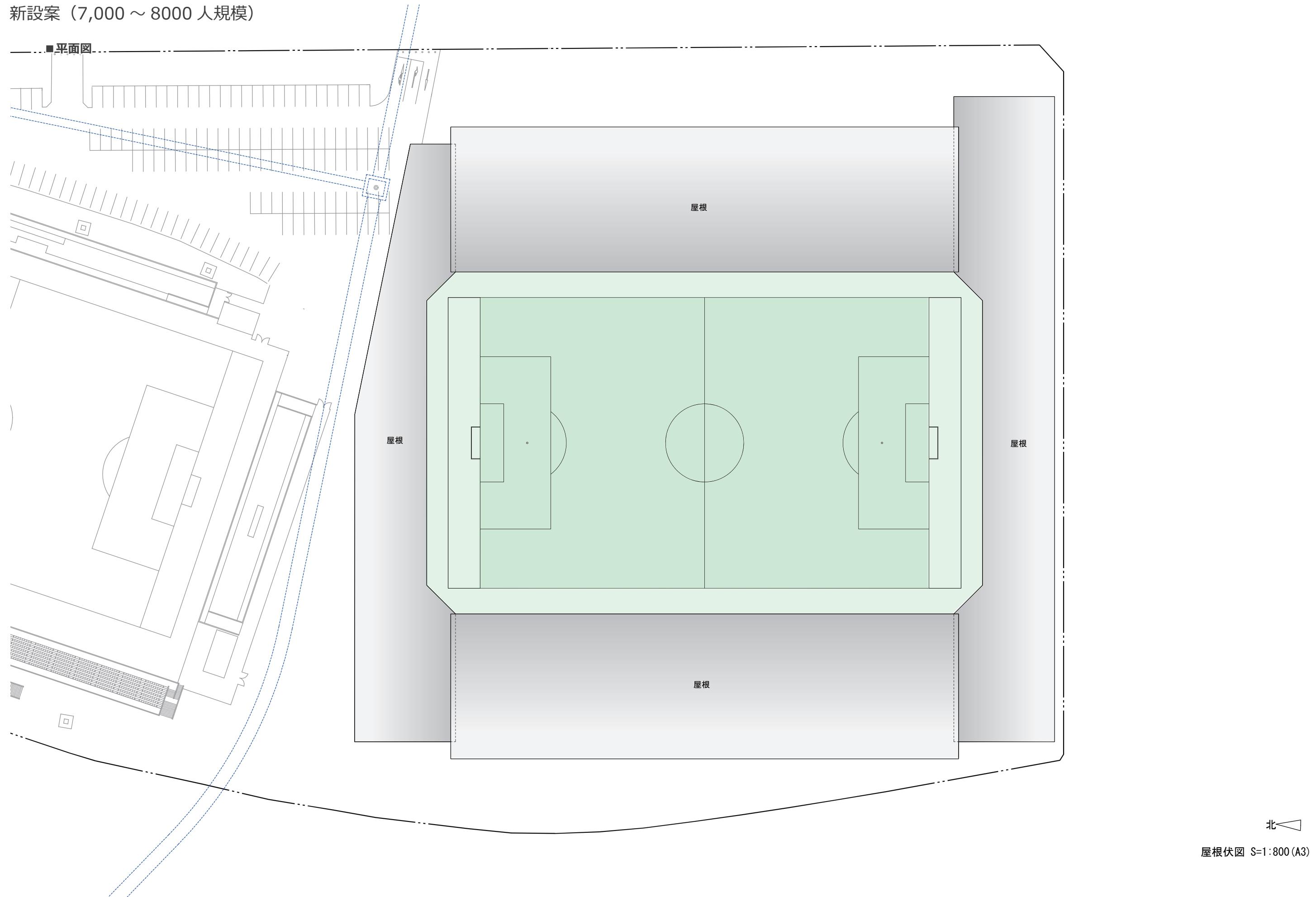
新設案 (7,000 ~ 8000 人規模)



新設案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

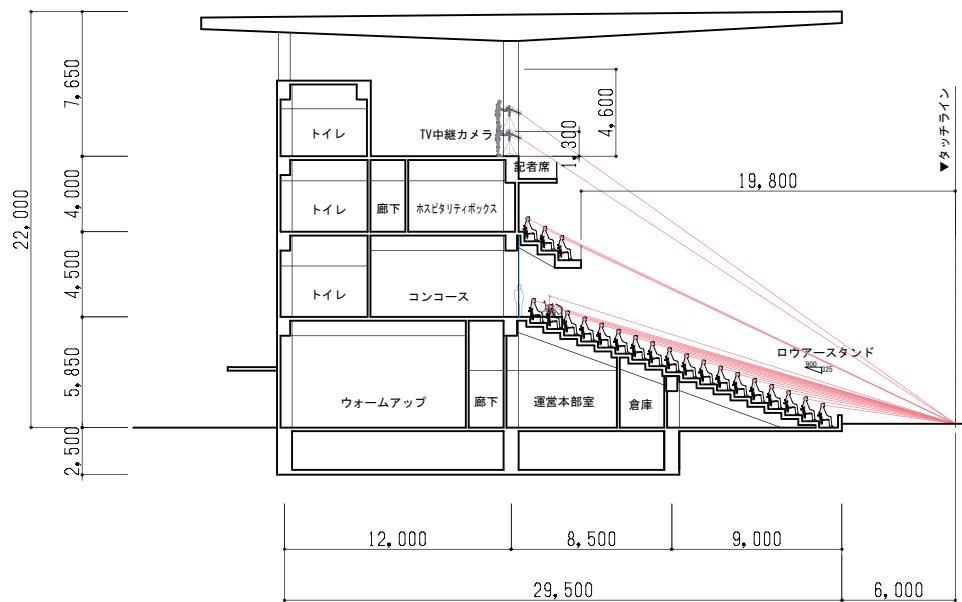


新設案 (7,000 ~ 8000 人規模)

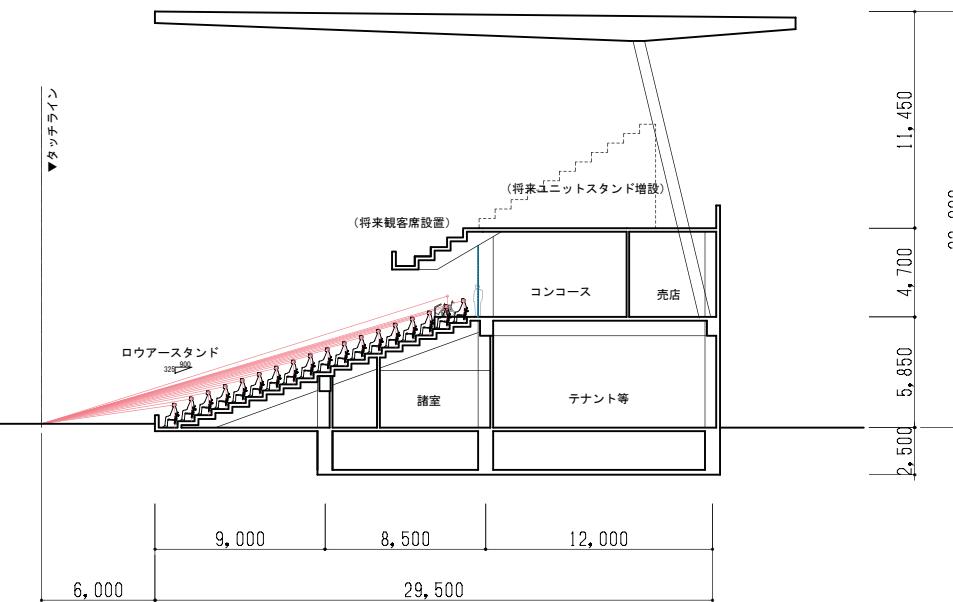


新設案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

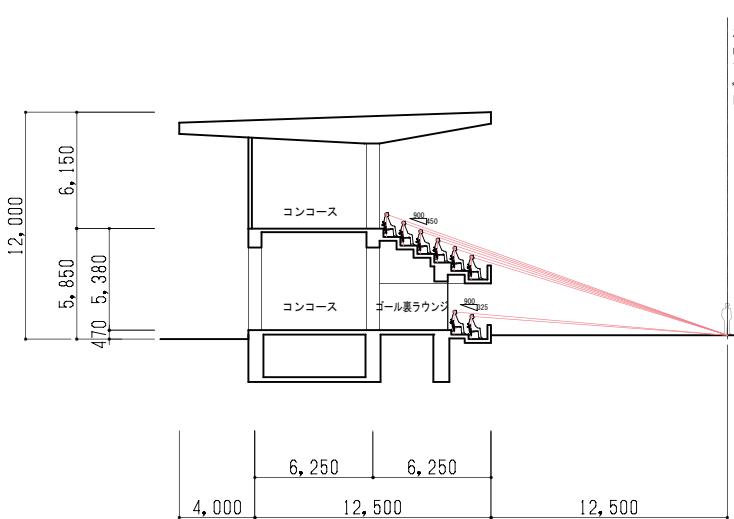
■断面図



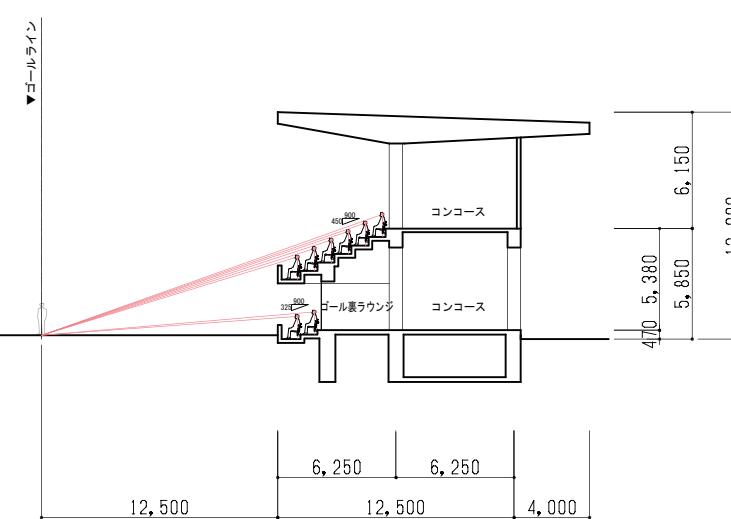
メインスタンド断面図



バックスタンド断面図

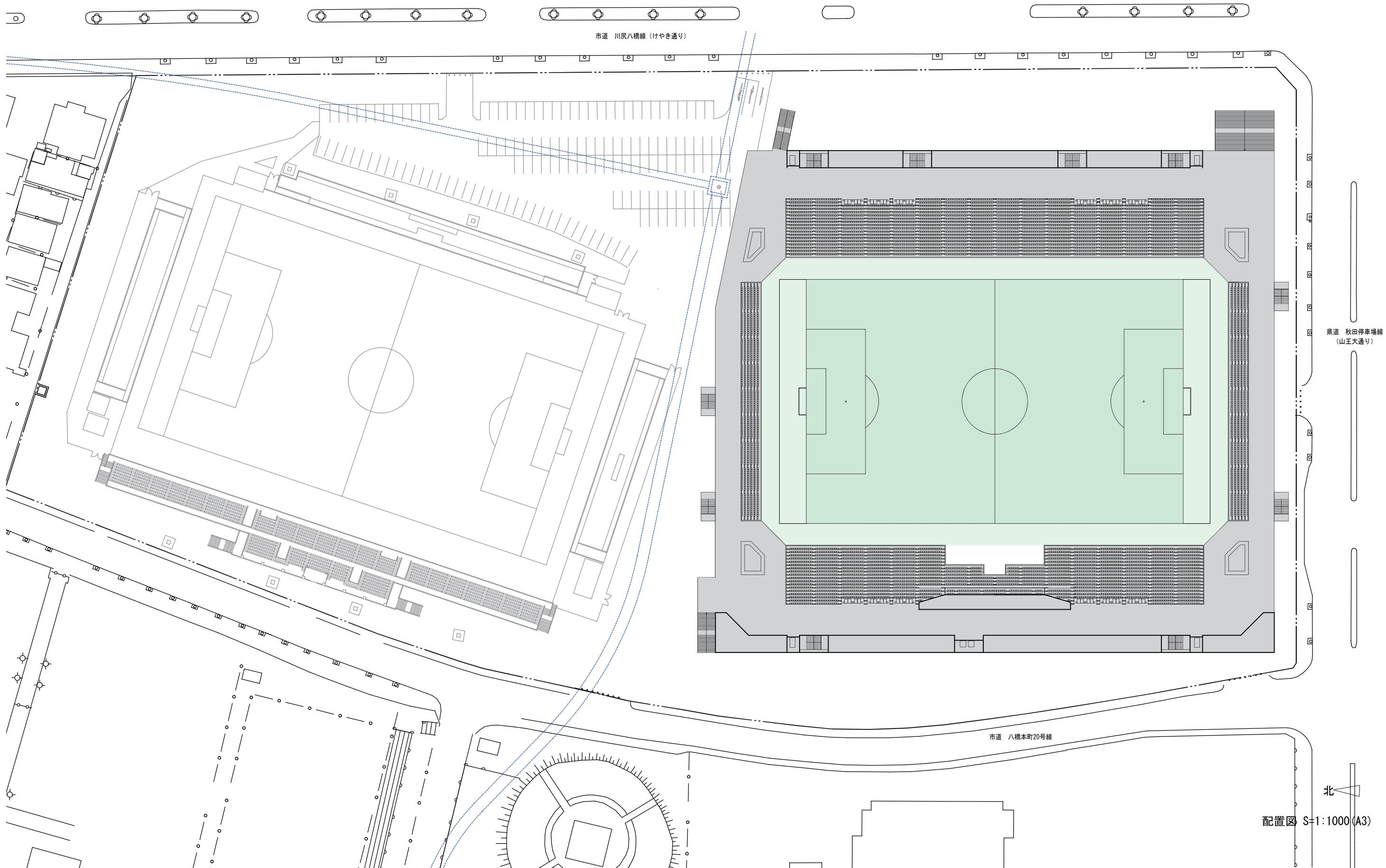
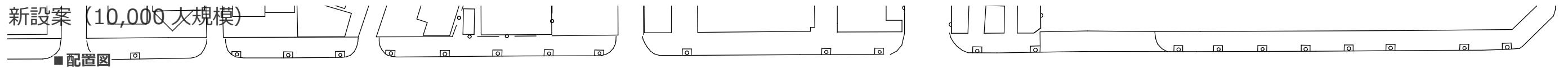


北サイドスタンド断面図

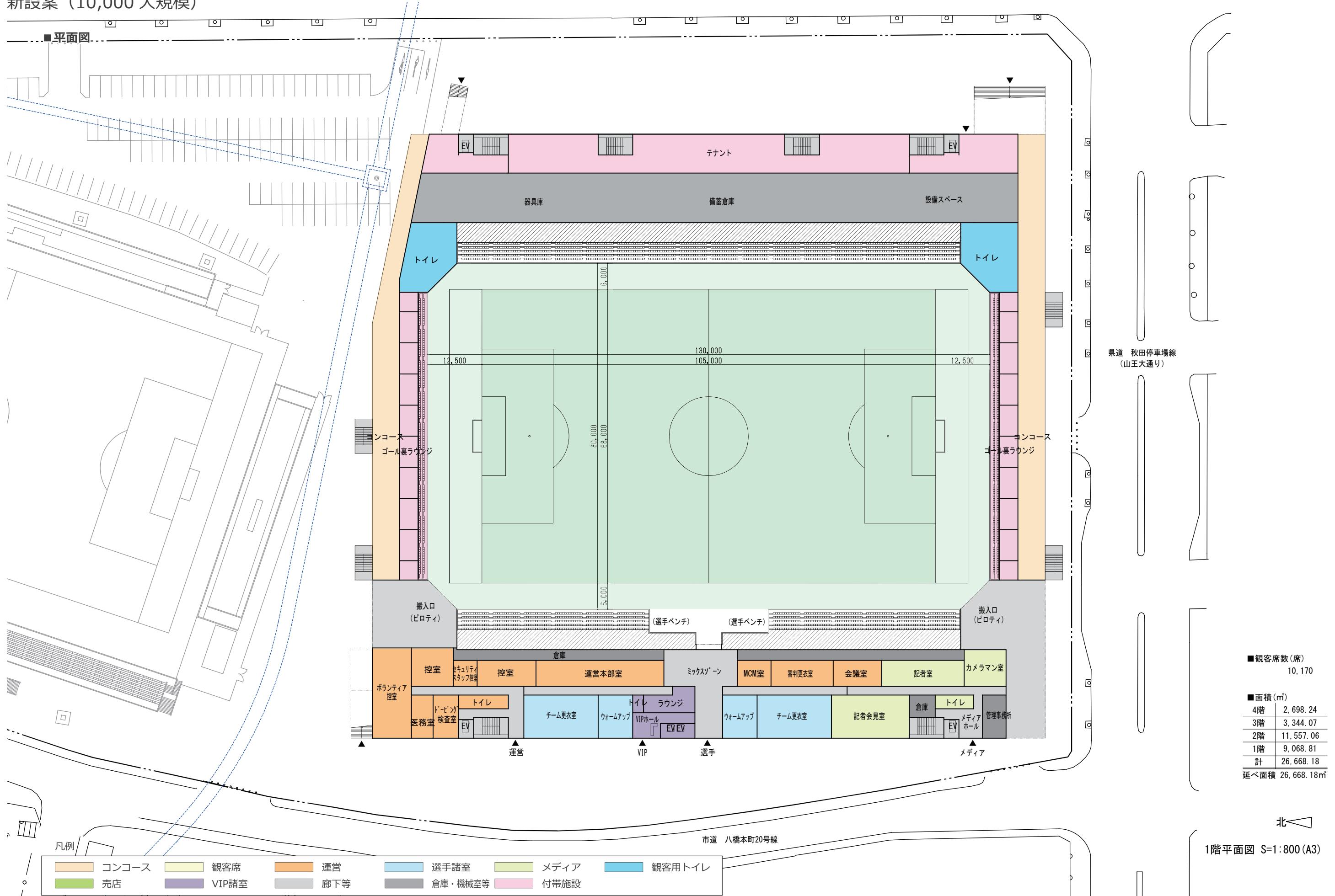


南サイドスタンド断面図

断面図 S=1:400 (A3)

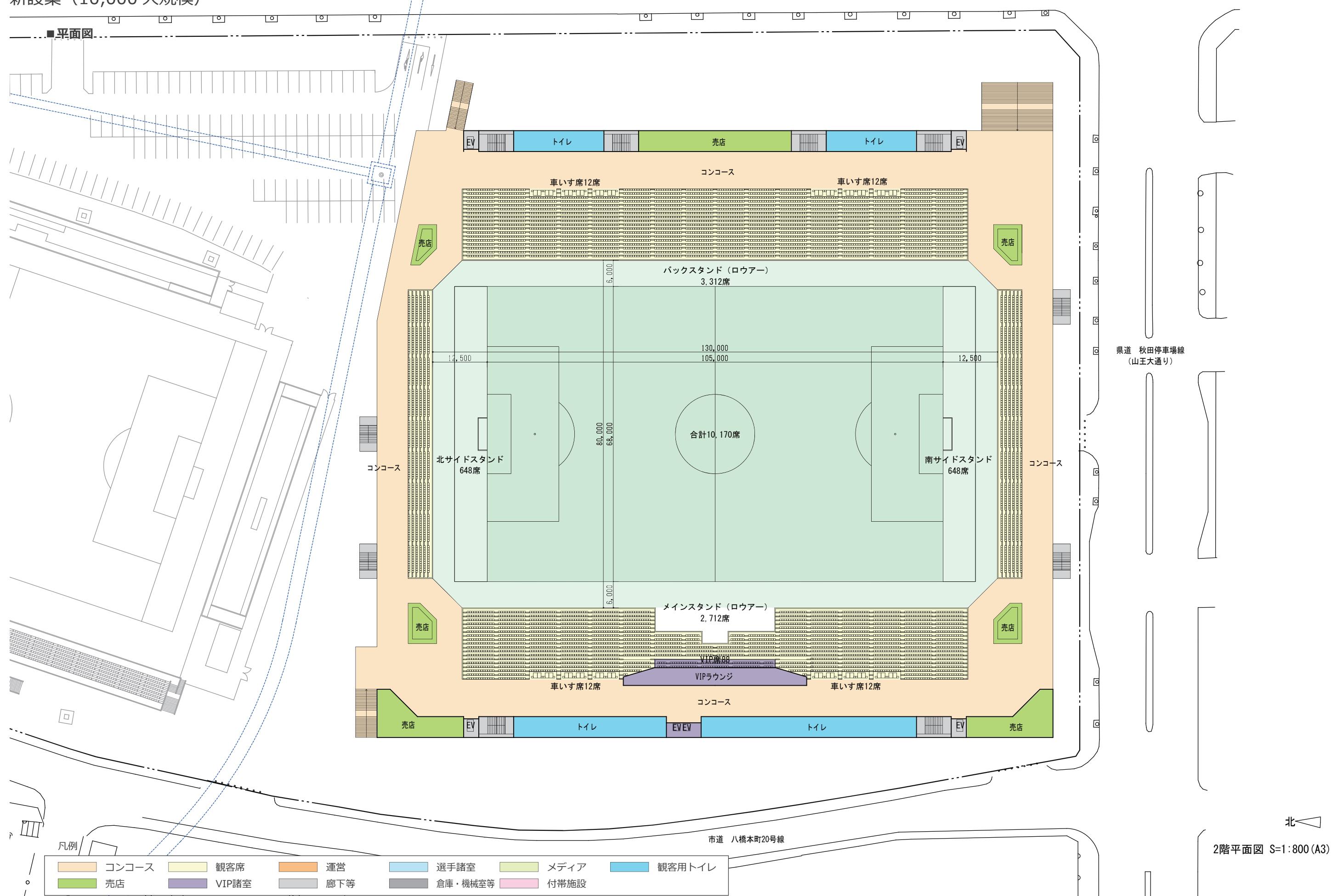


新設案 (10,000 人規模)

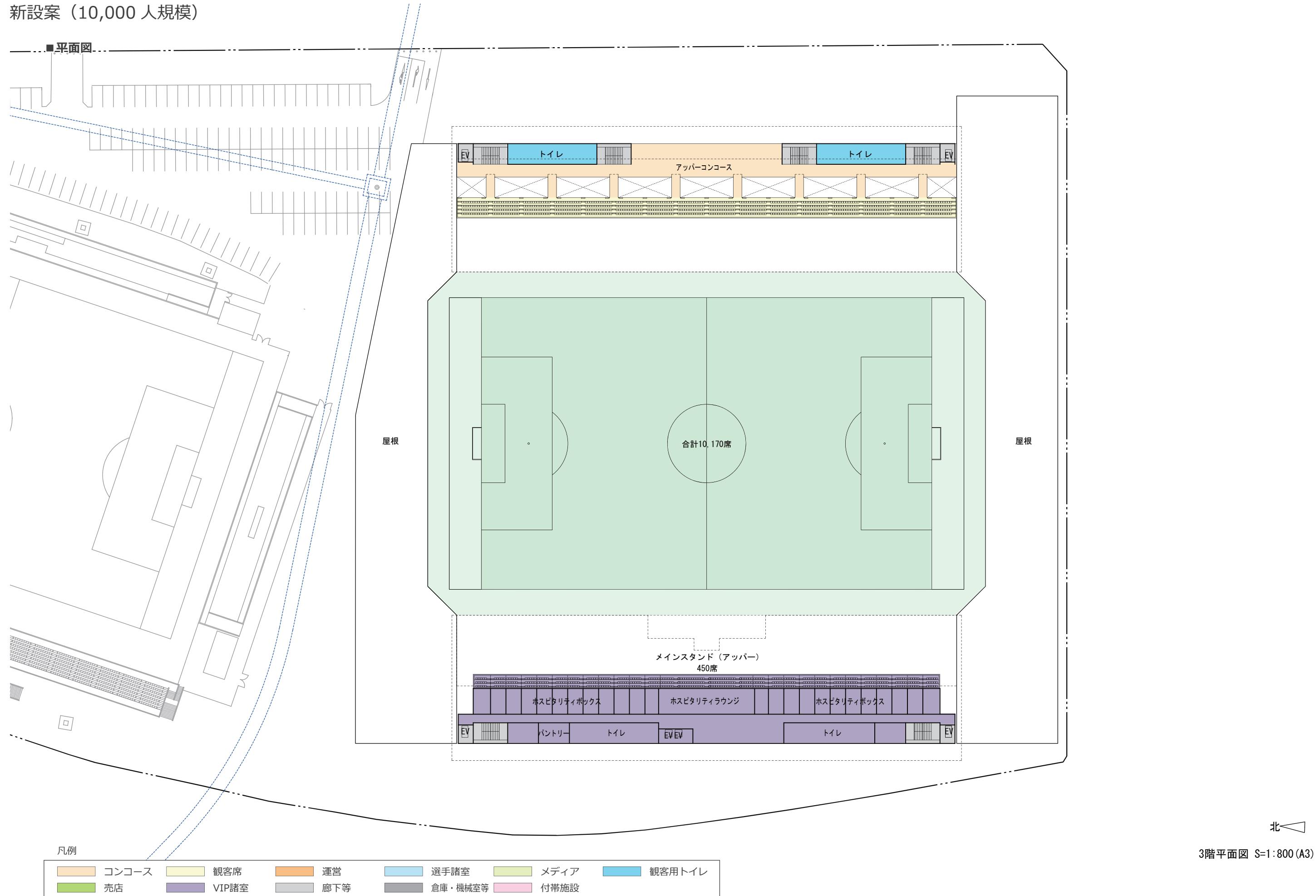


新設案 (10,000 人規模)

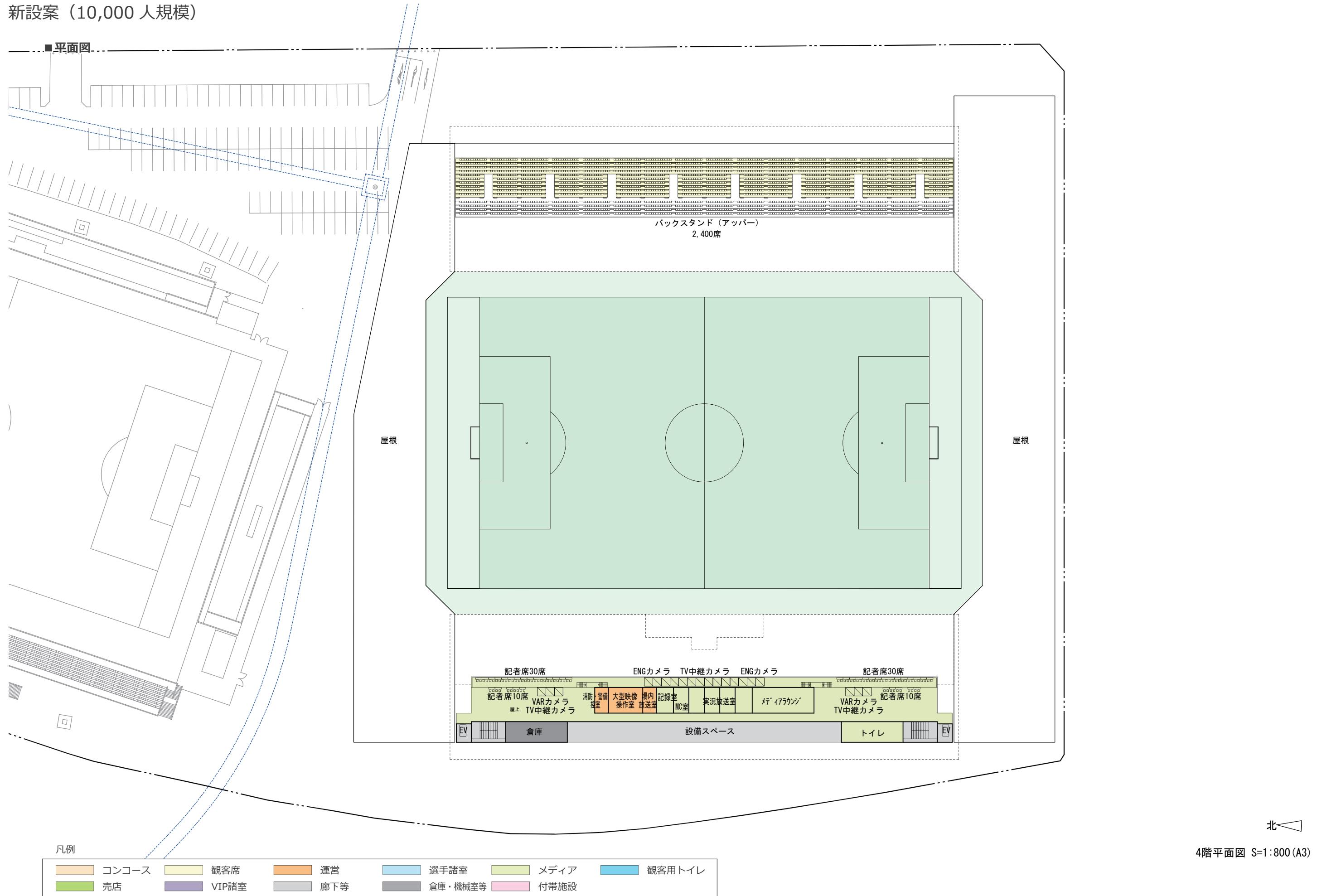
平面图



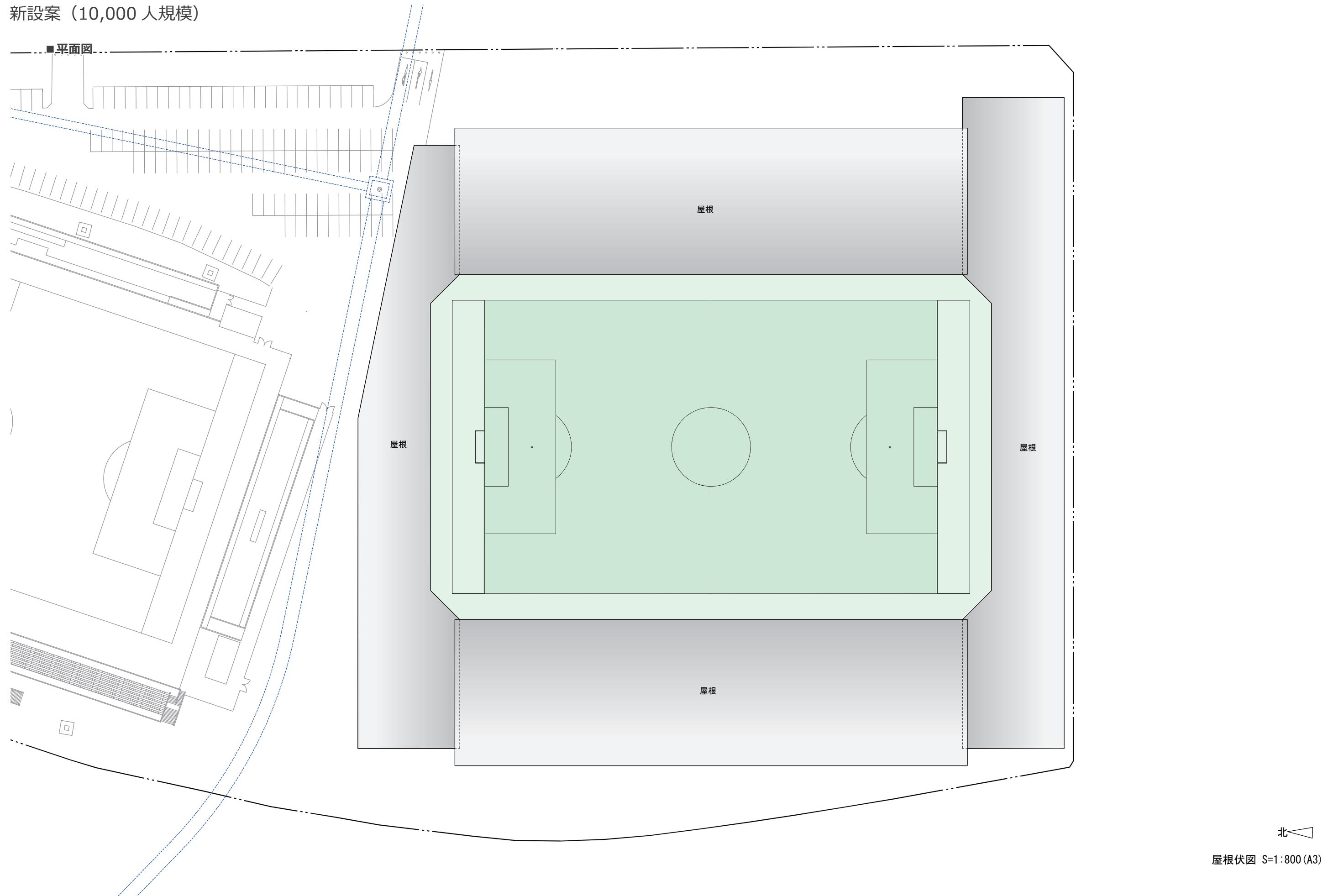
新設案 (10,000 人規模)



新設案 (10,000 人規模)

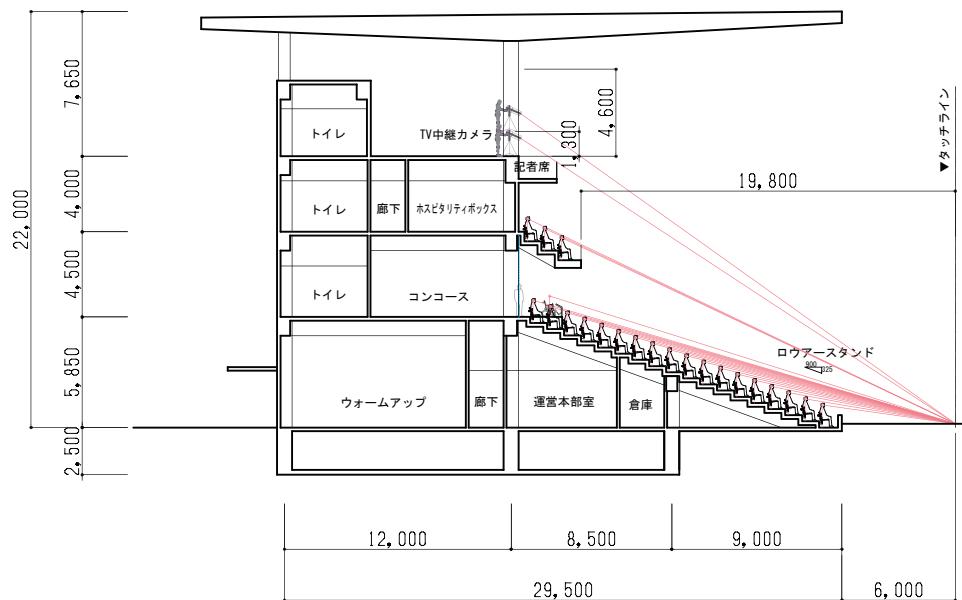


新設案 (10,000 人規模)

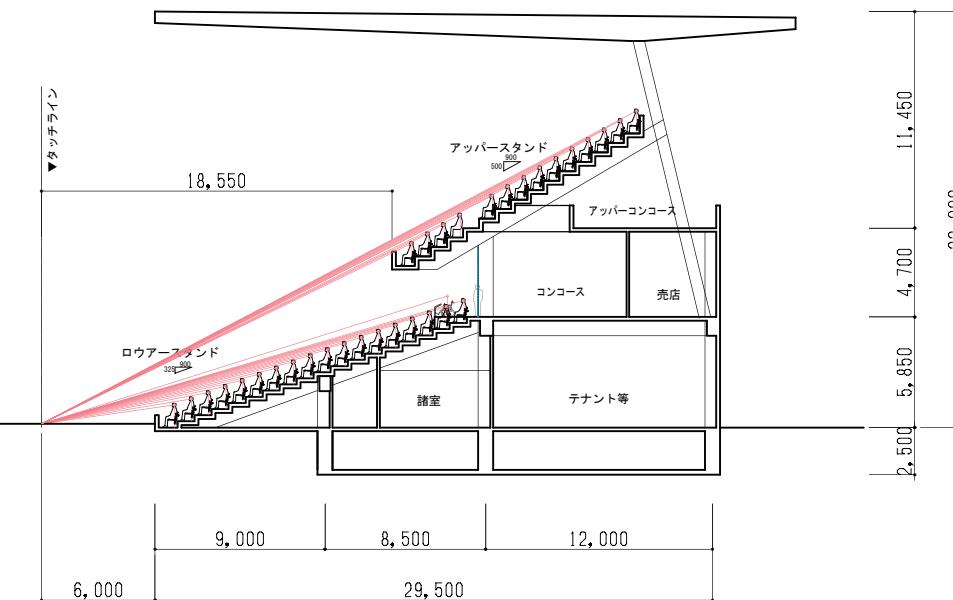


新設案 (10,000 人規模)

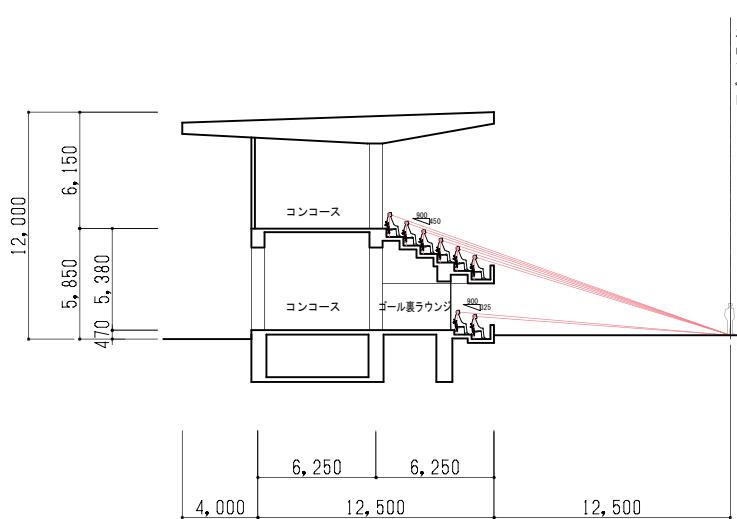
■断面図



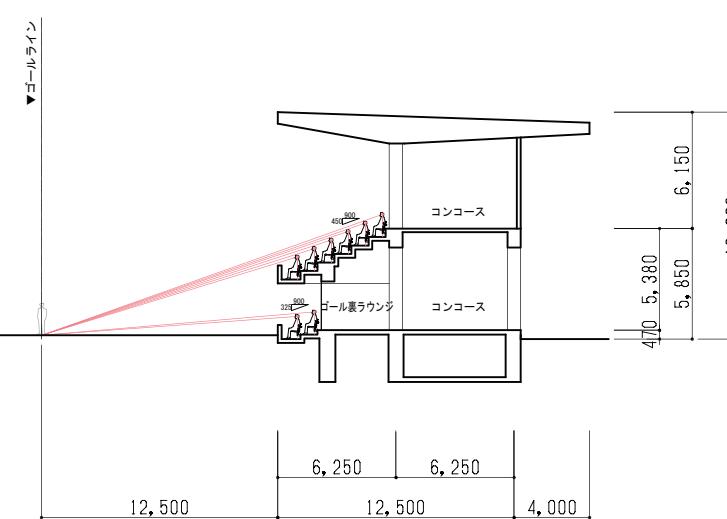
メインスタンド断面図



バックスタンド断面図



北サイドスタンド断面図

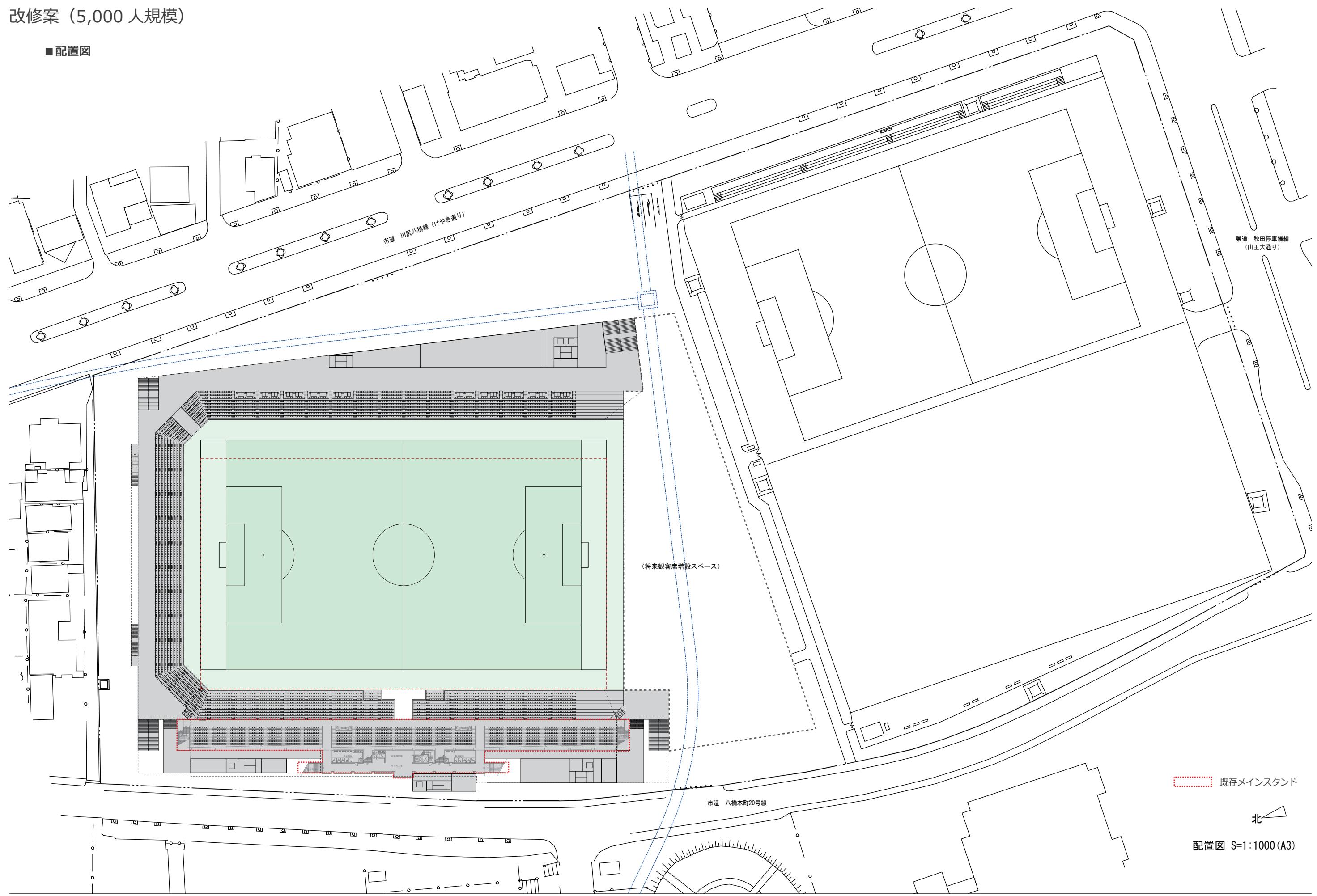


南サイドスタンド断面図

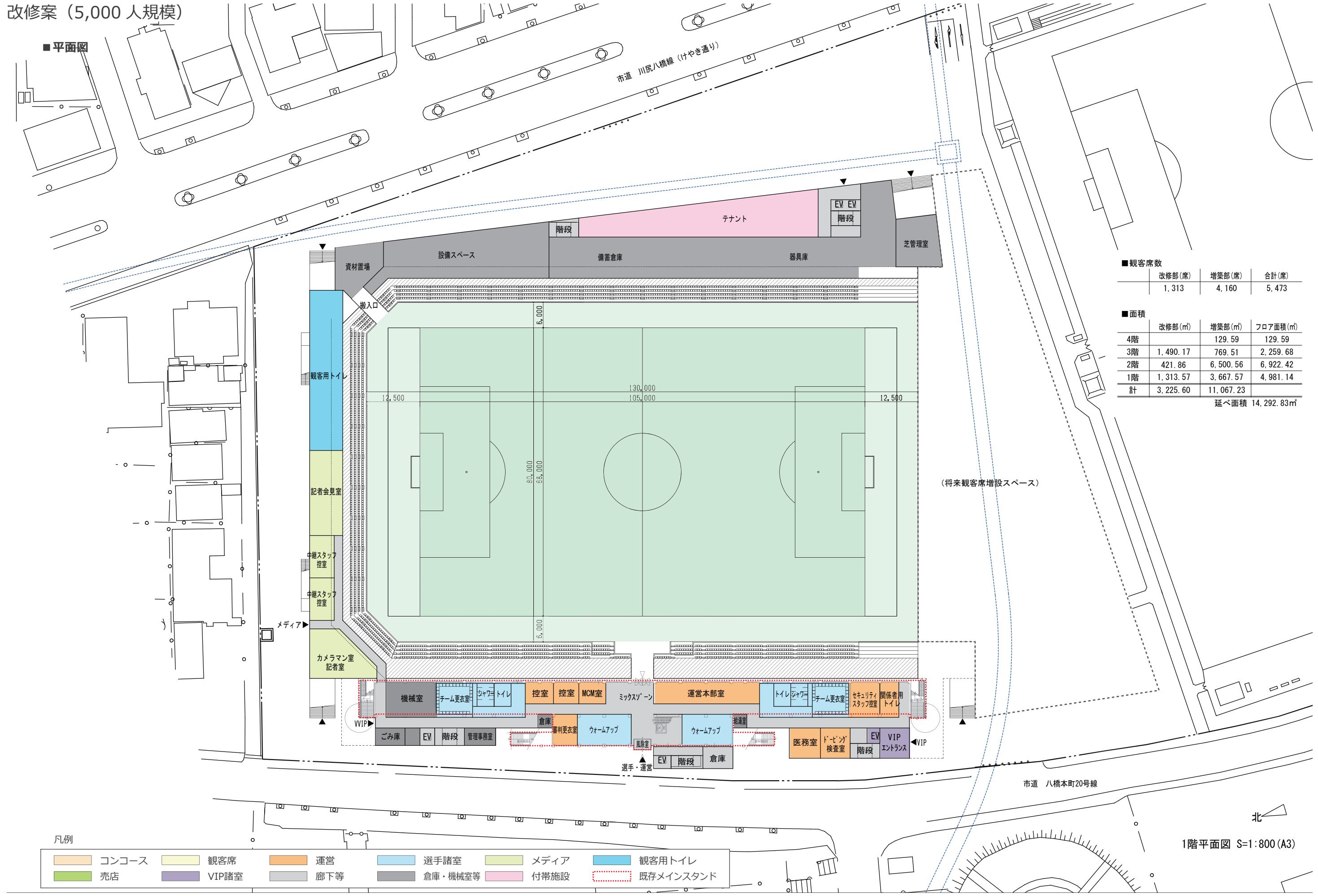
断面図 S=1:400 (A3)

改修案 (5,000 人規模)

■配置図

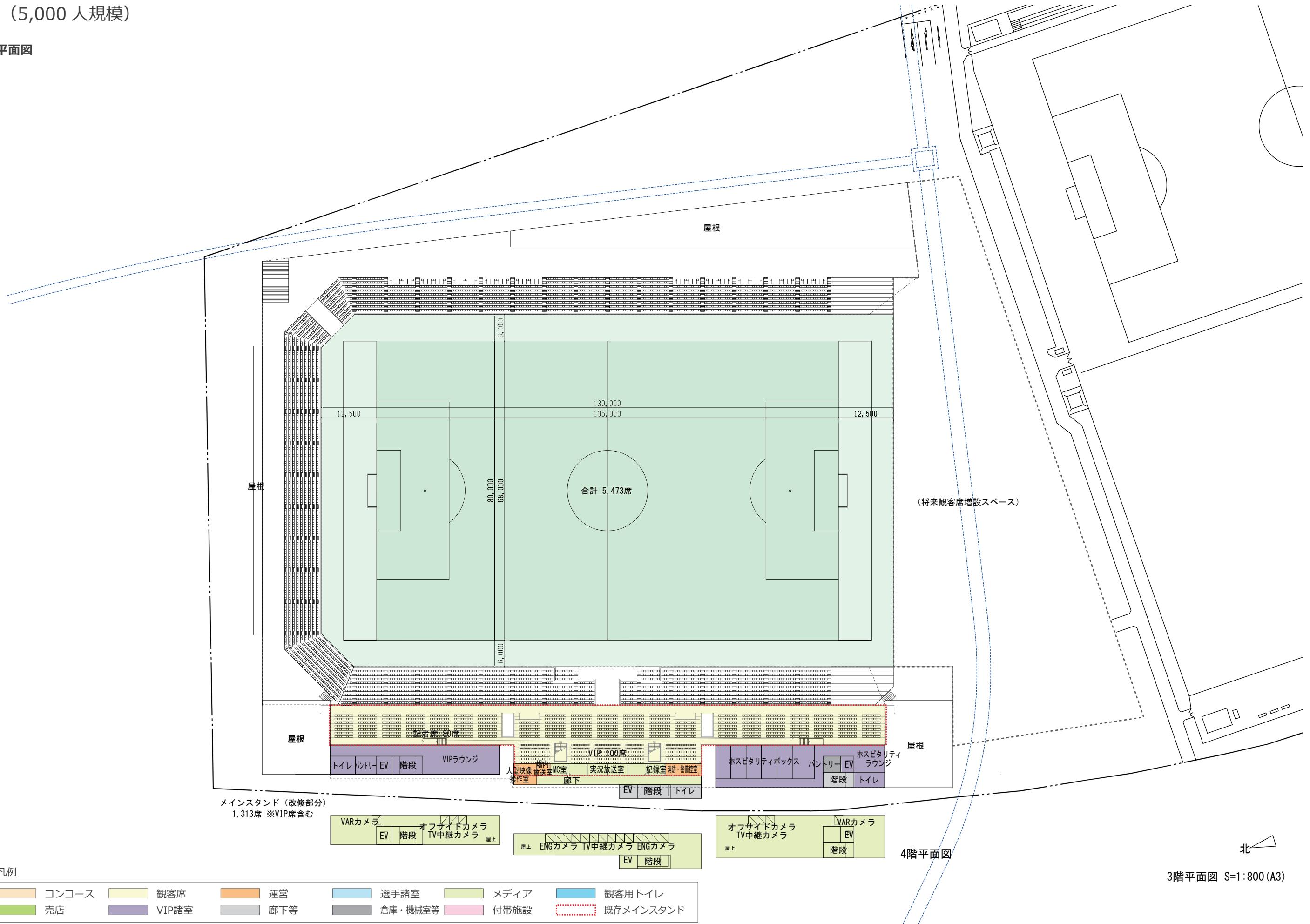


改修案 (5,000 人規模)



改修案 (5,000 人規模)

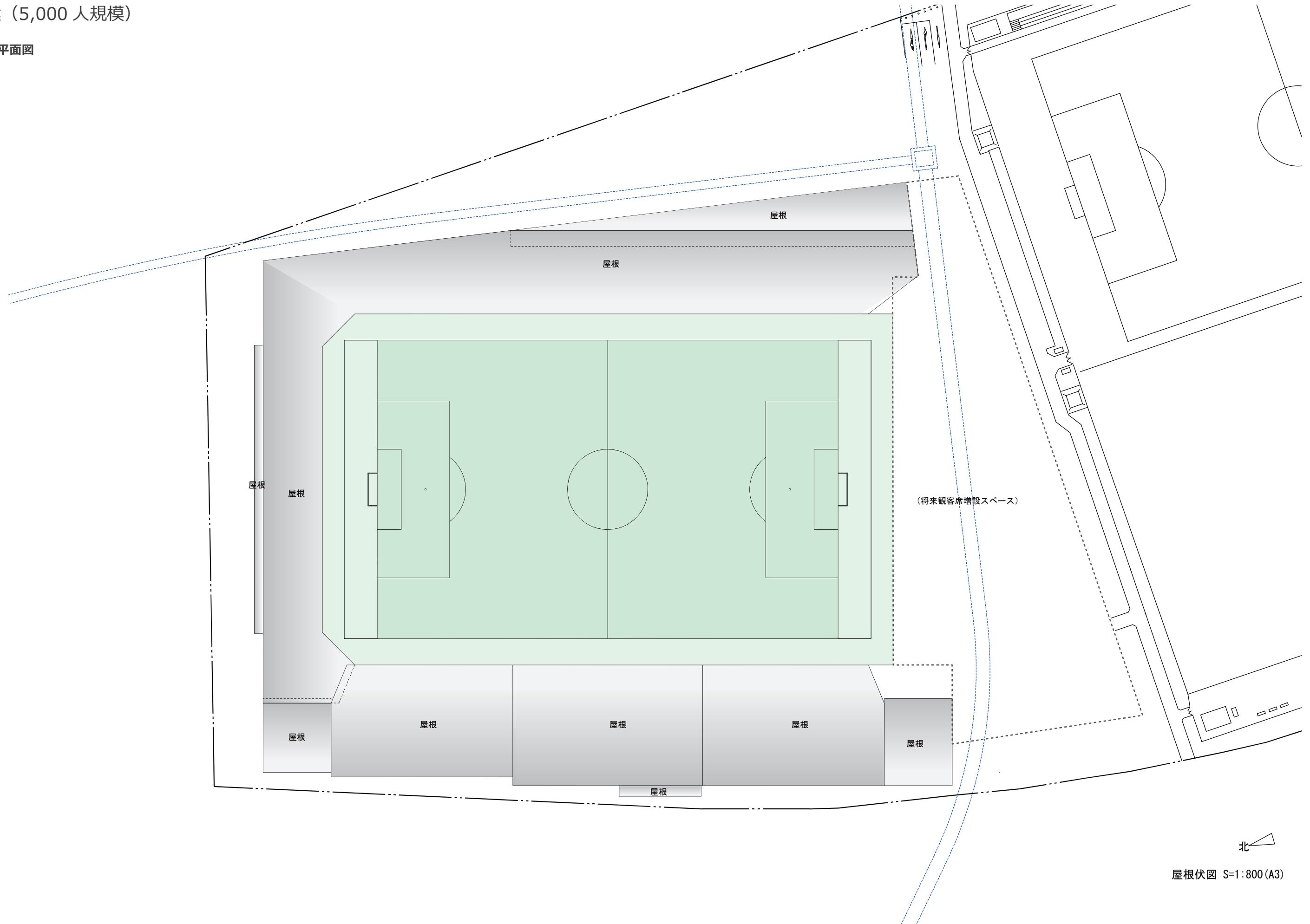
■ 平面図



改修案（5,000 人規模） 3,4 階平面図

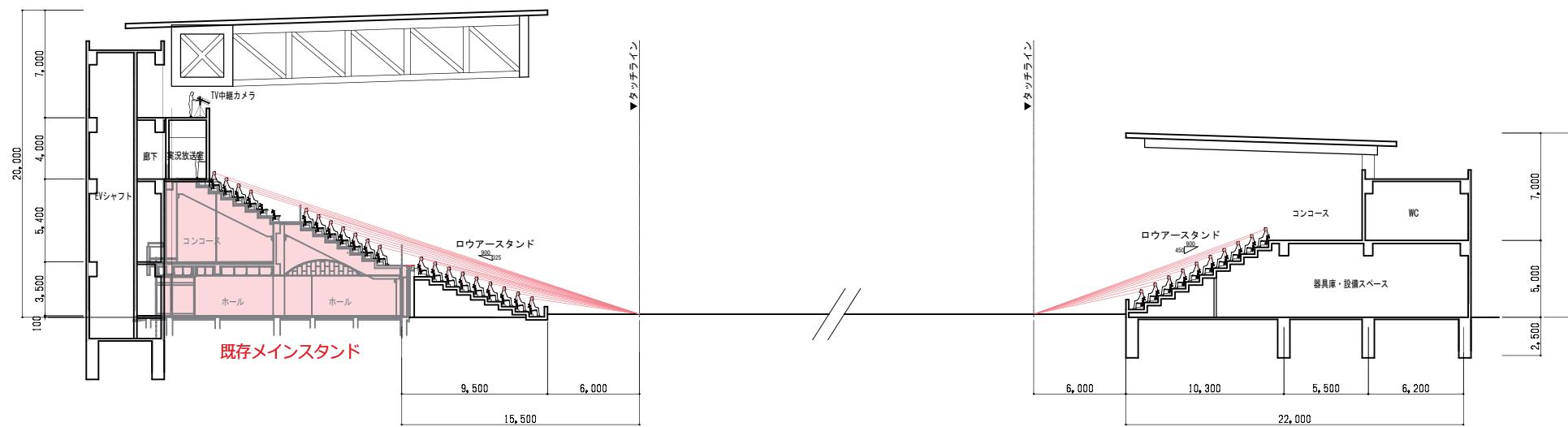
改修案 (5,000 人規模)

■平面図



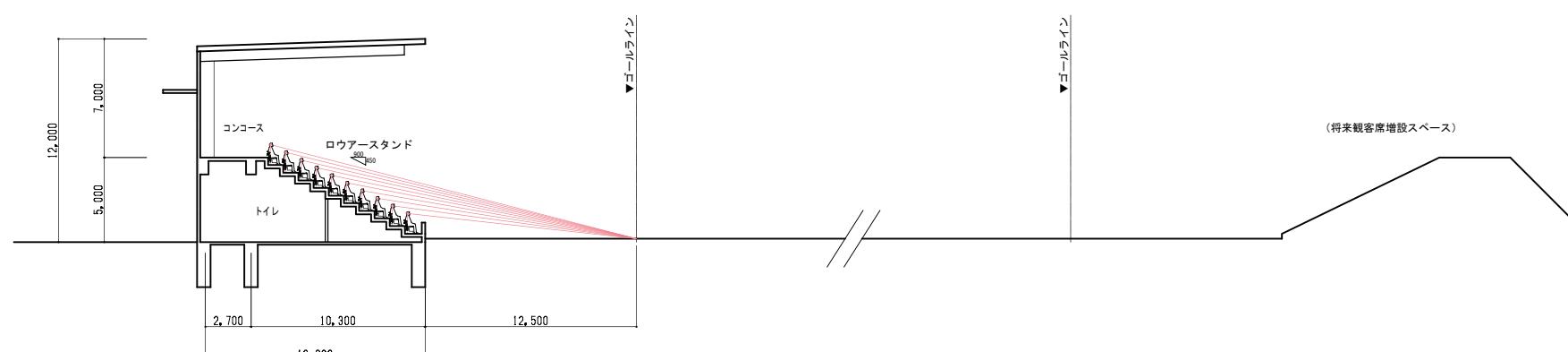
改修案 (5,000 人規模)

■断面図



メインスタンド断面図

バックスタンド断面図



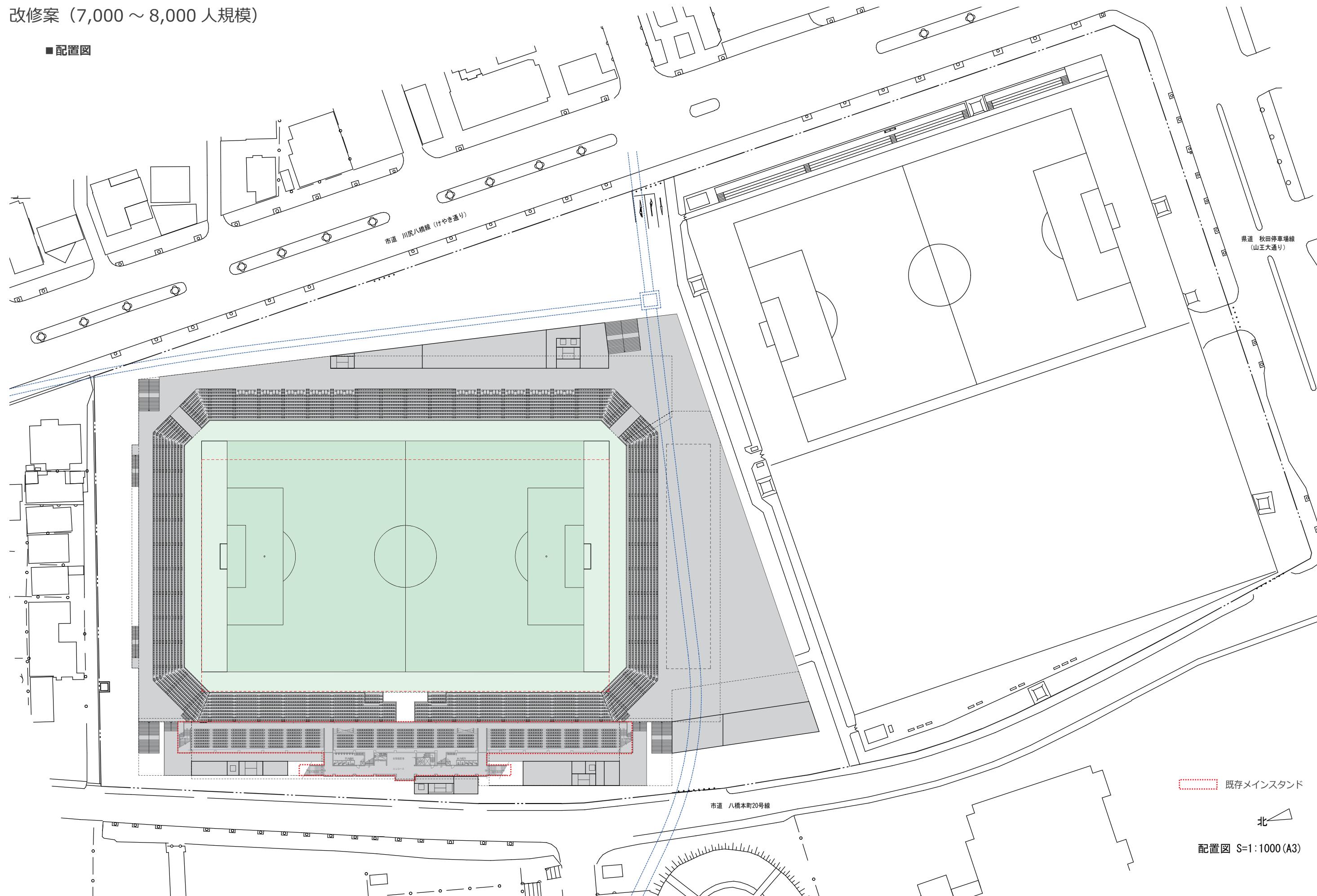
北サイドスタンド断面図

南サイドスタンド断面図

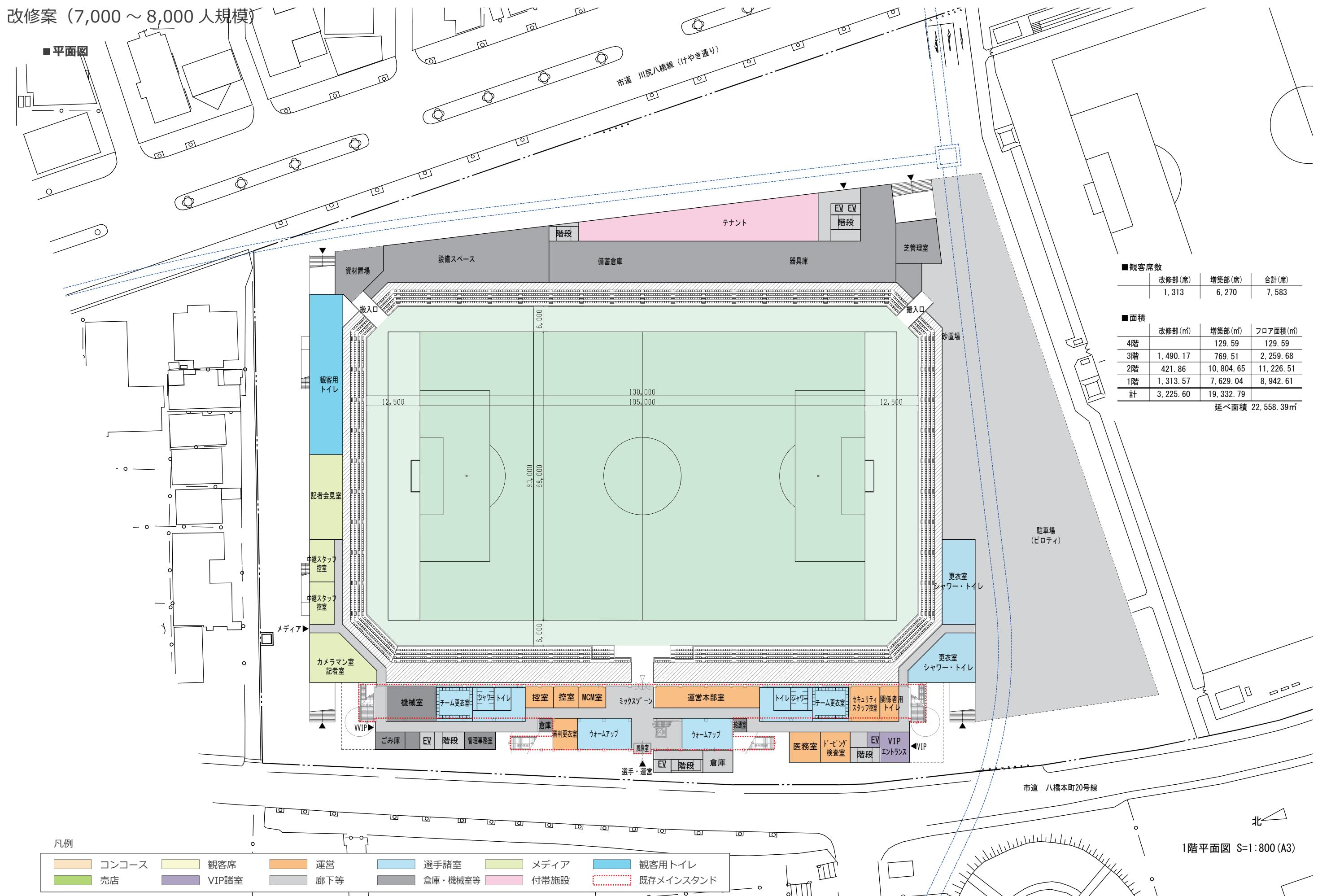
断面図 S=1:400 (A3)

改修案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

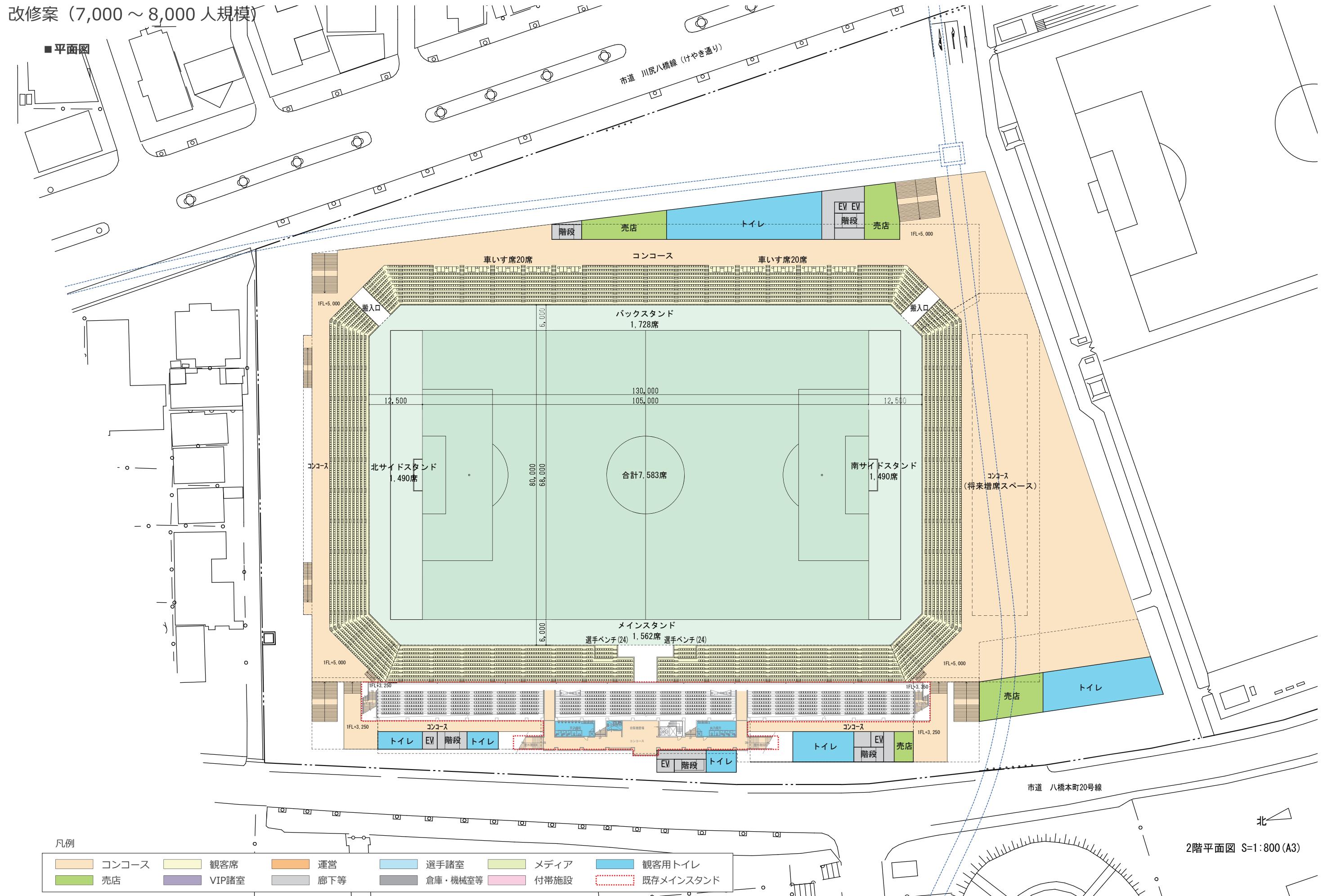
■配置図



改修案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

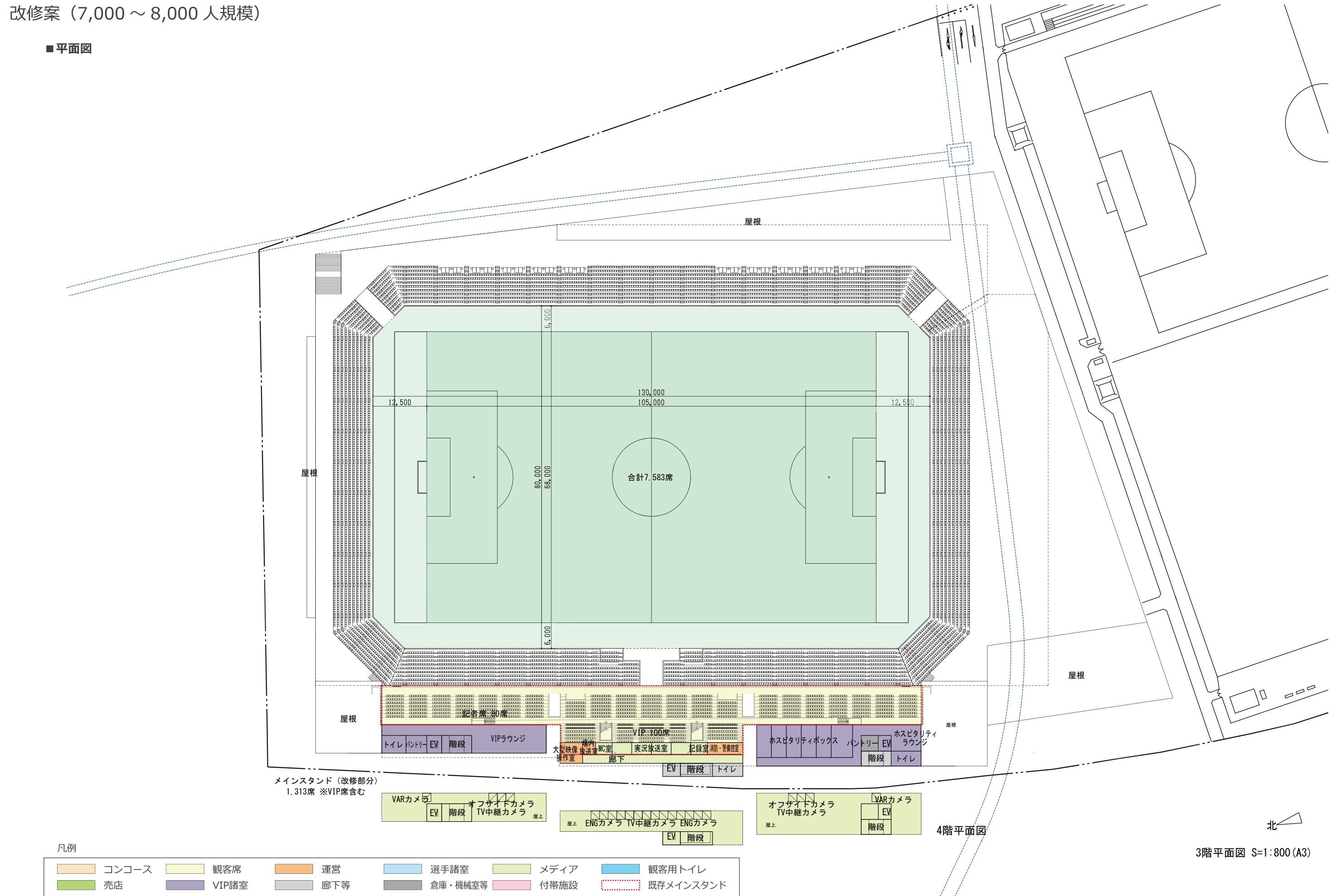


改修案 (7,000 ~ 8,000 人規模)



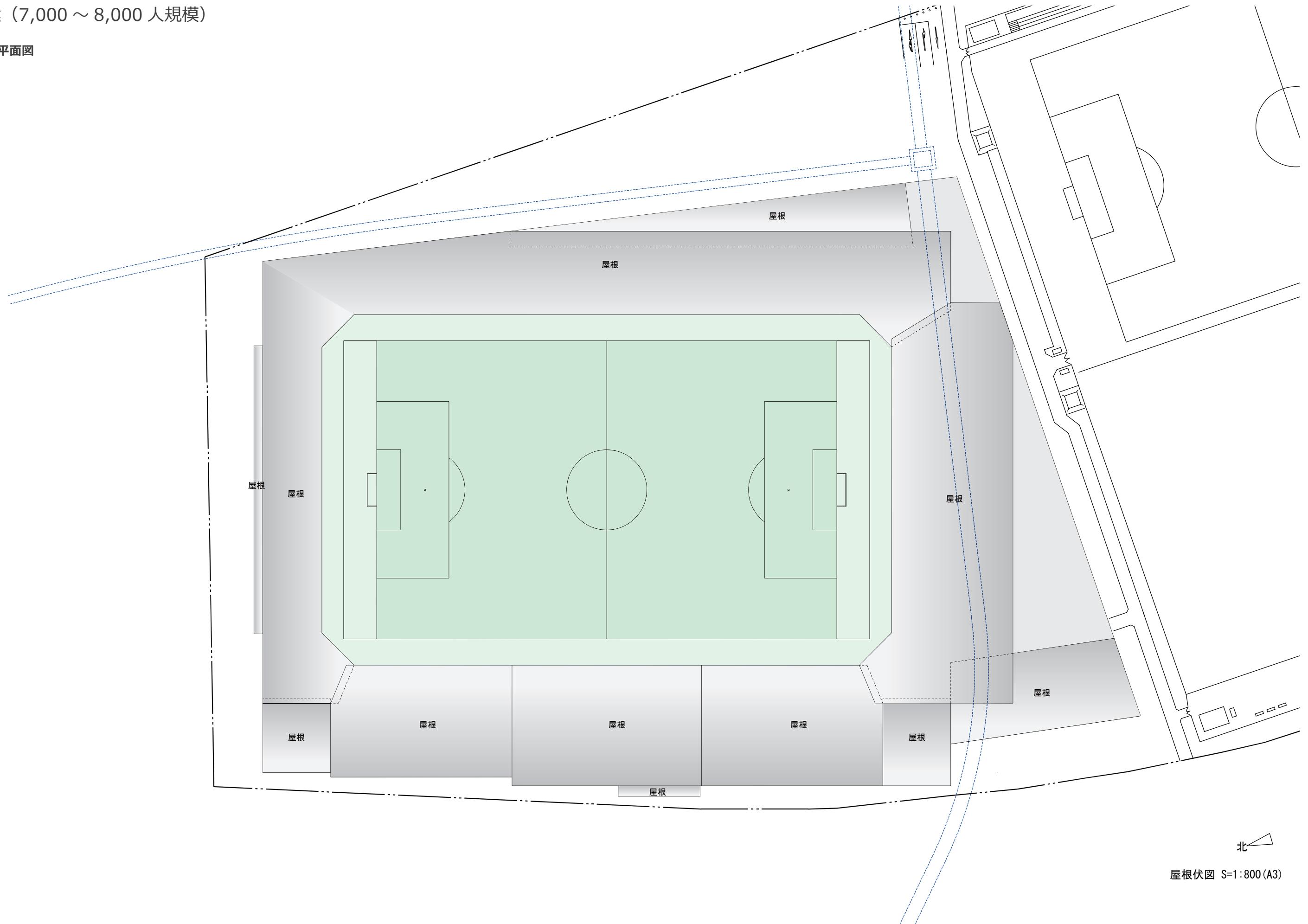
改修案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

■ 平面図



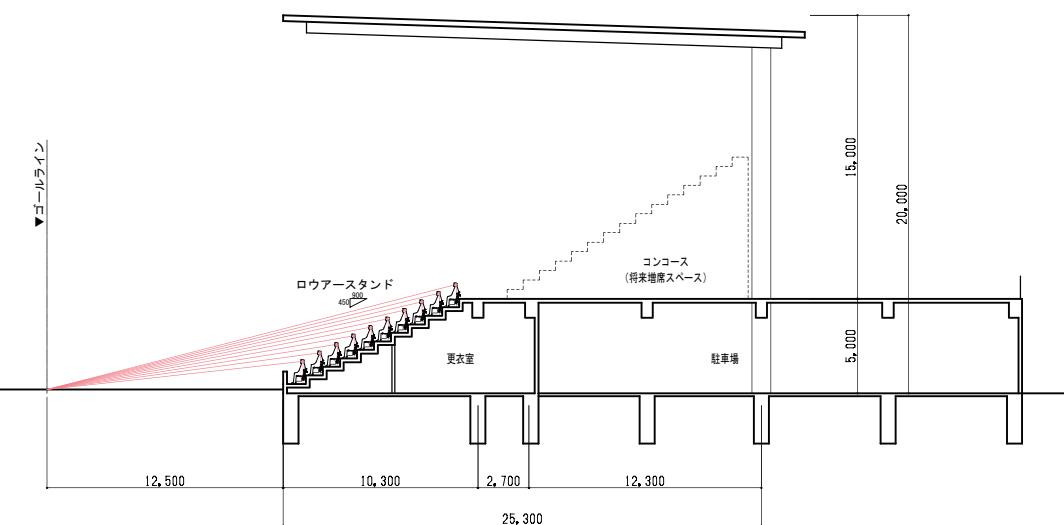
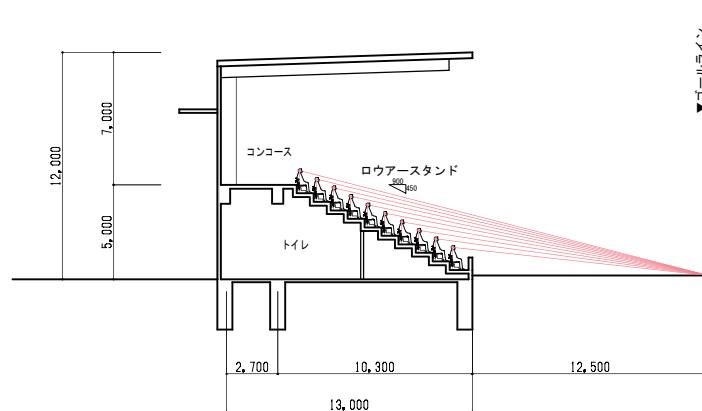
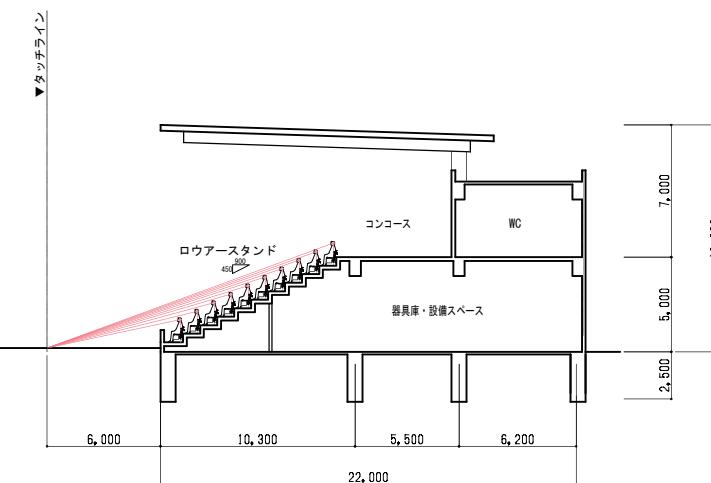
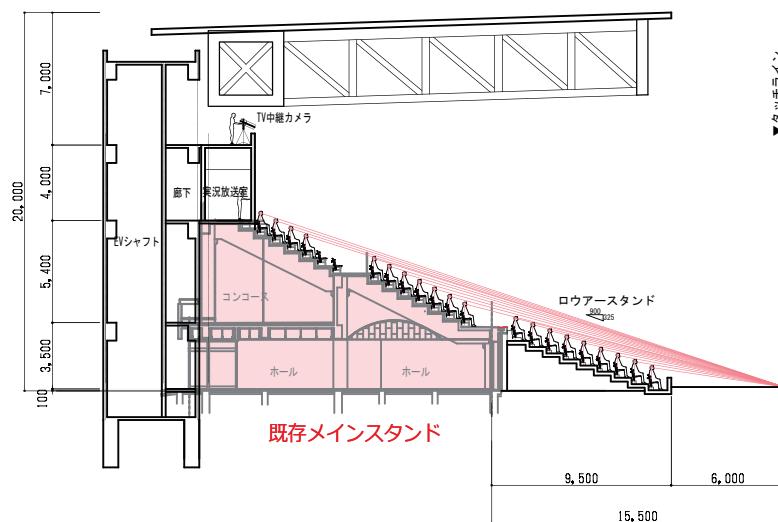
改修案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

■平面図



改修案 (7,000 ~ 8,000 人規模)

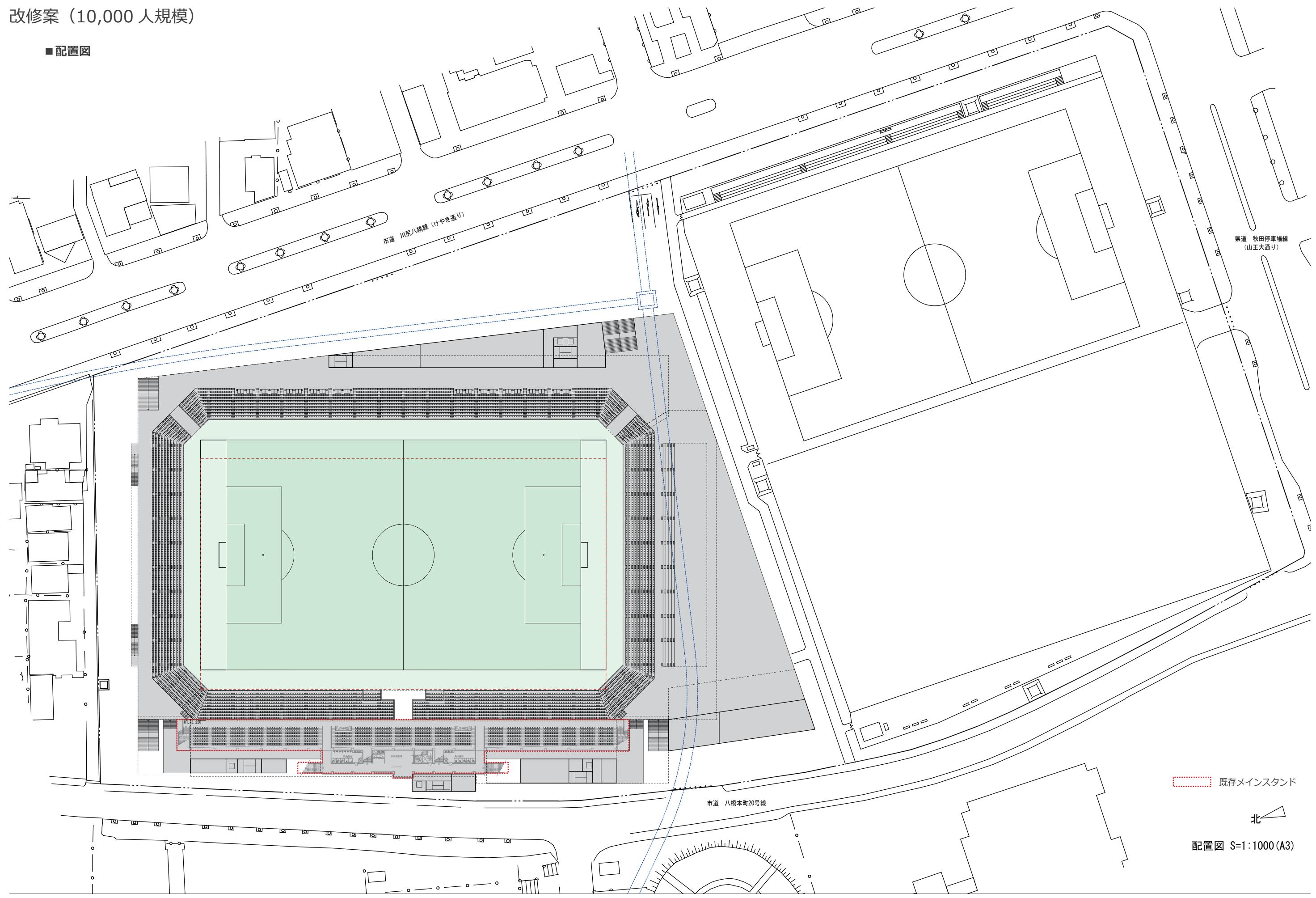
■断面図



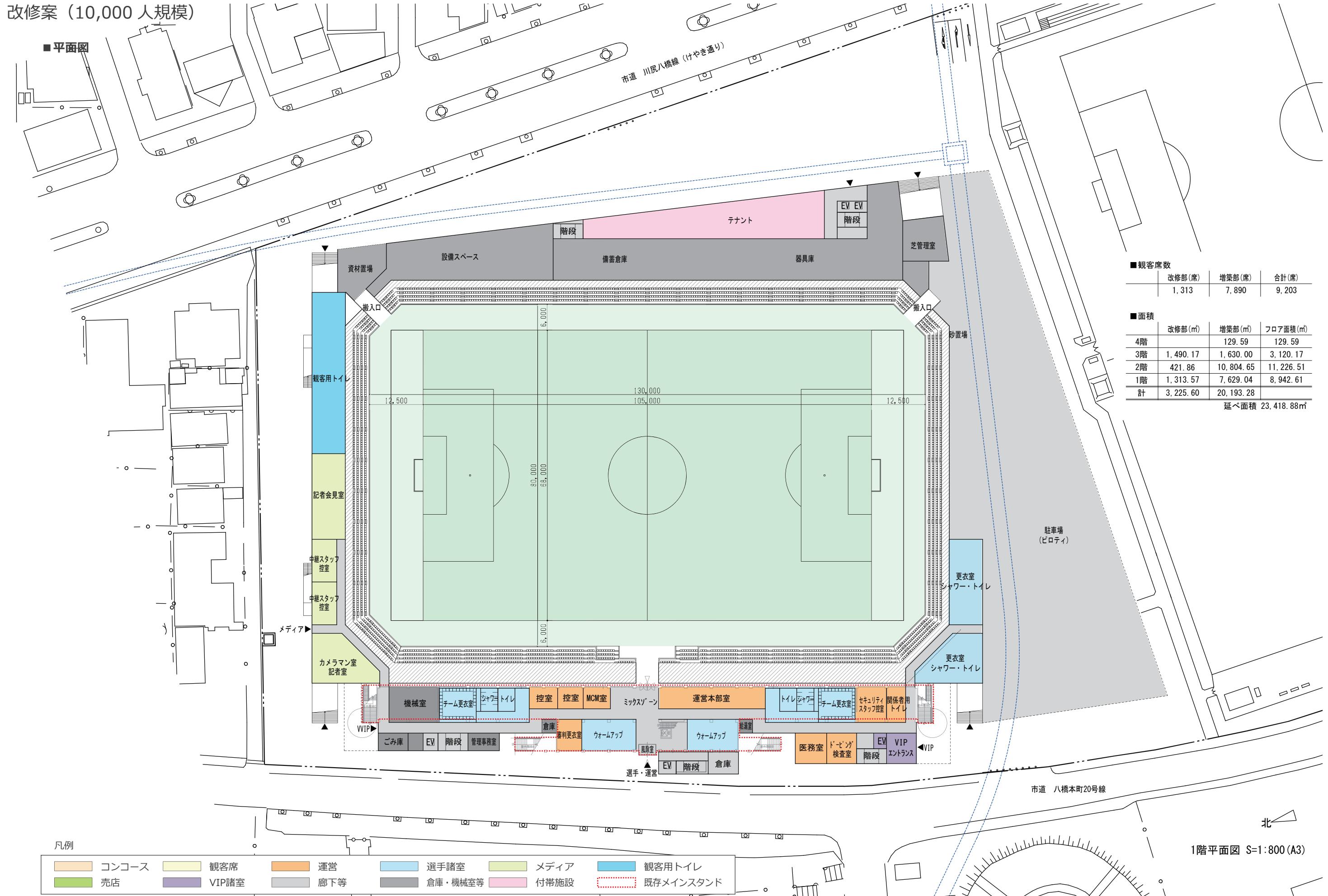
断面図 S=1:400 (A3)

改修案 (10,000 人規模)

■配置図

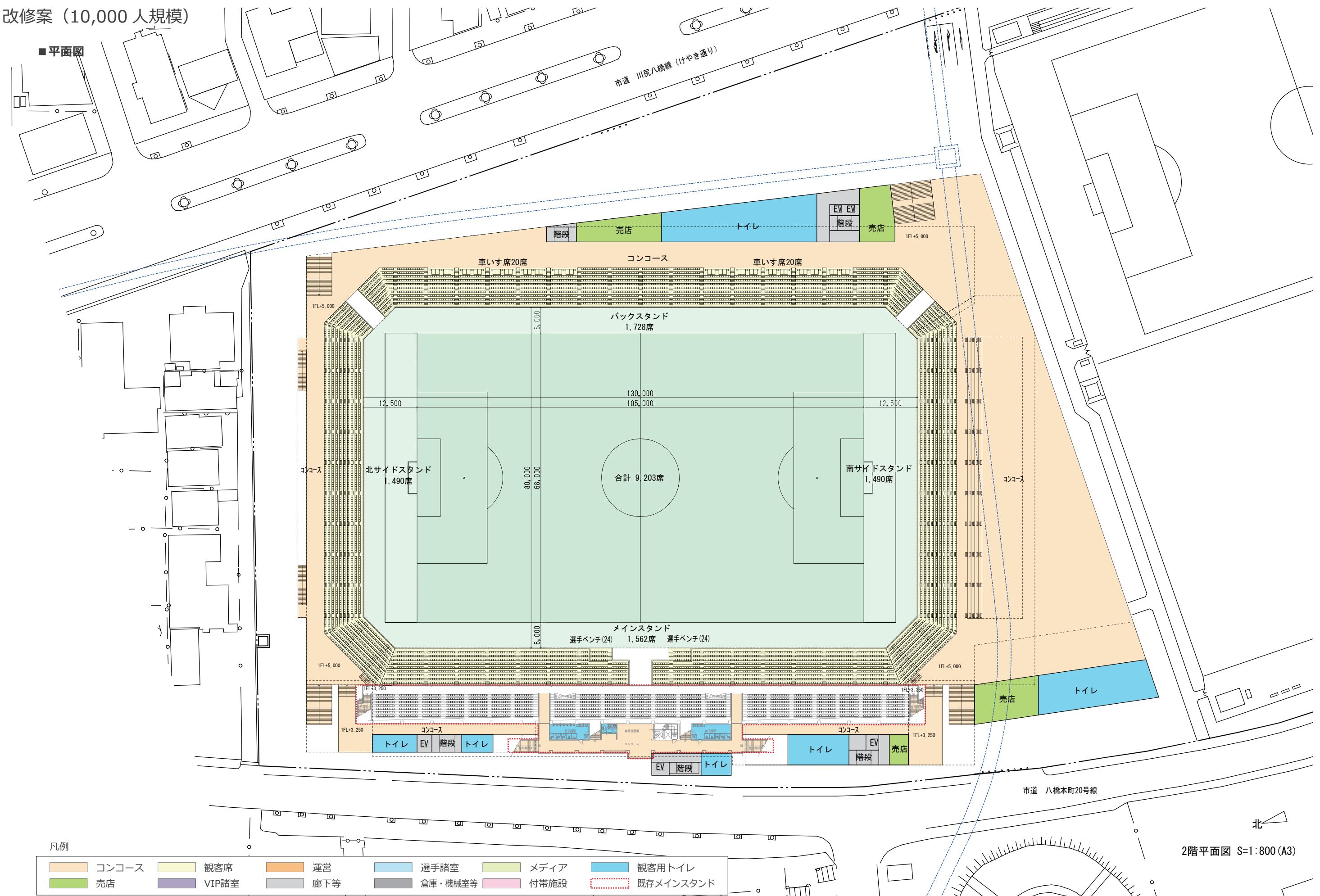


改修案 (10,000 人規模)



改修案（10,000 人規模）

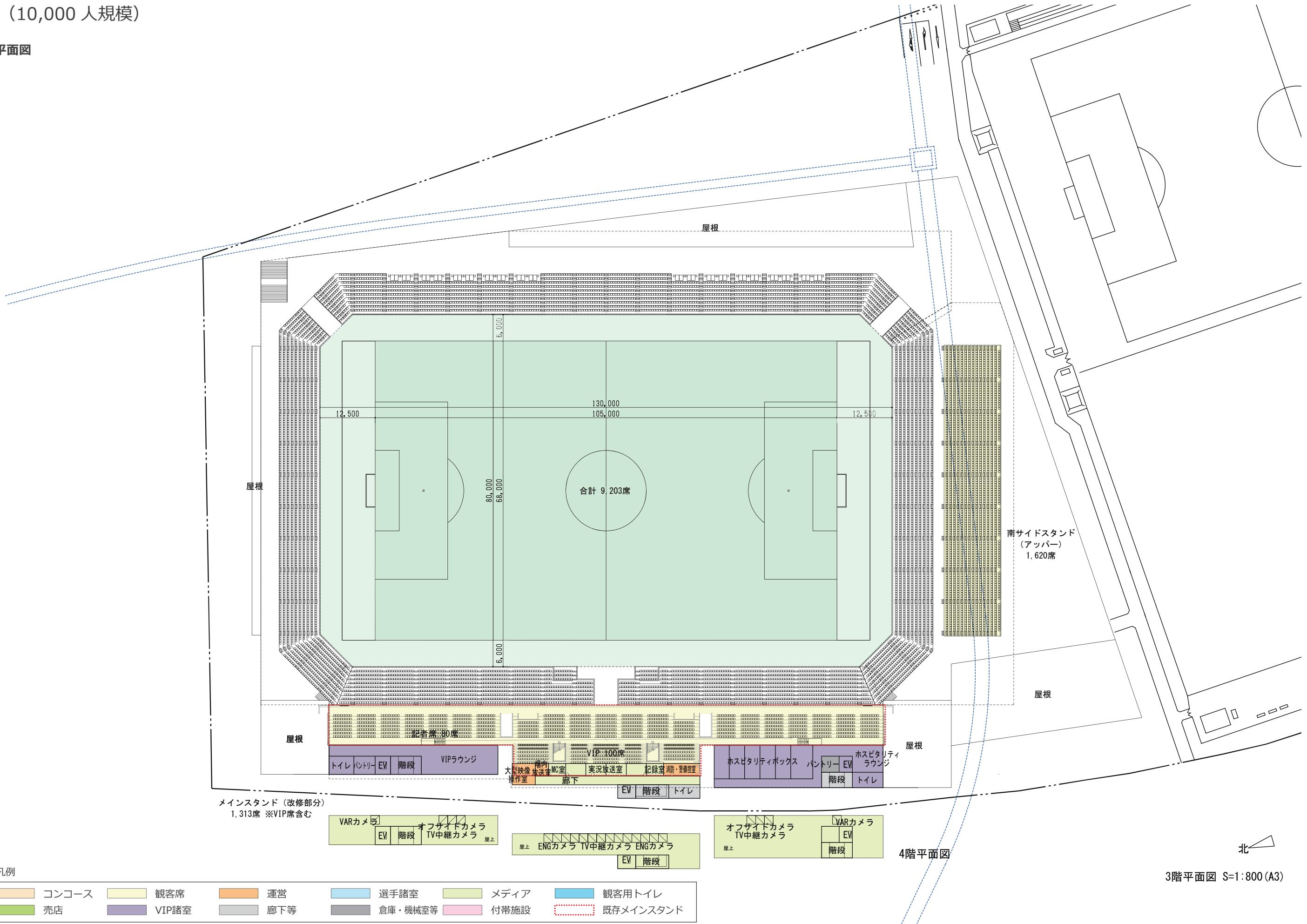
■ 平面



改修案（10,000人規模） 2階平面図

改修案（10,000 人規模）

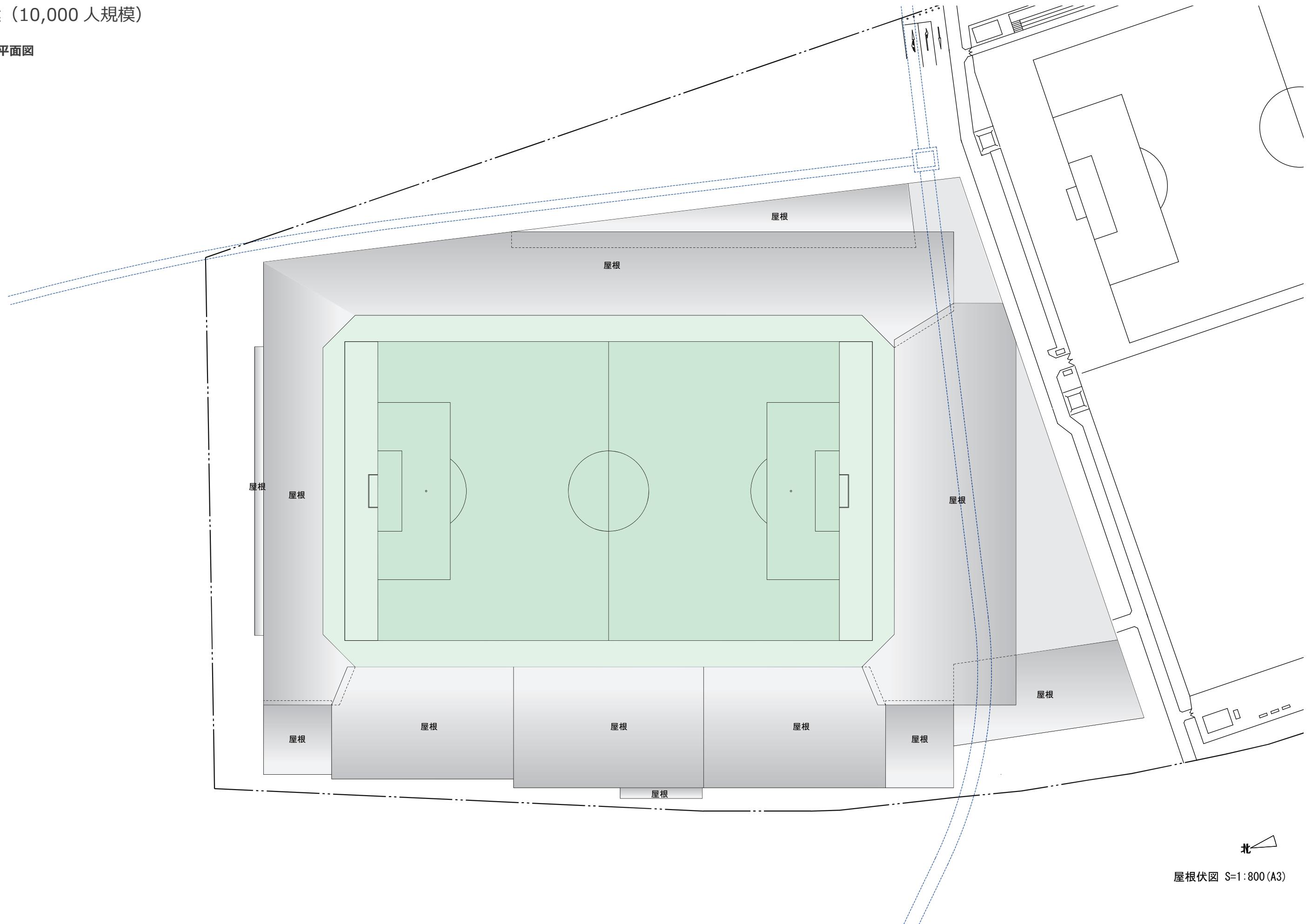
■ 平面図



改修案（10,000人規模） 3,4階平面図

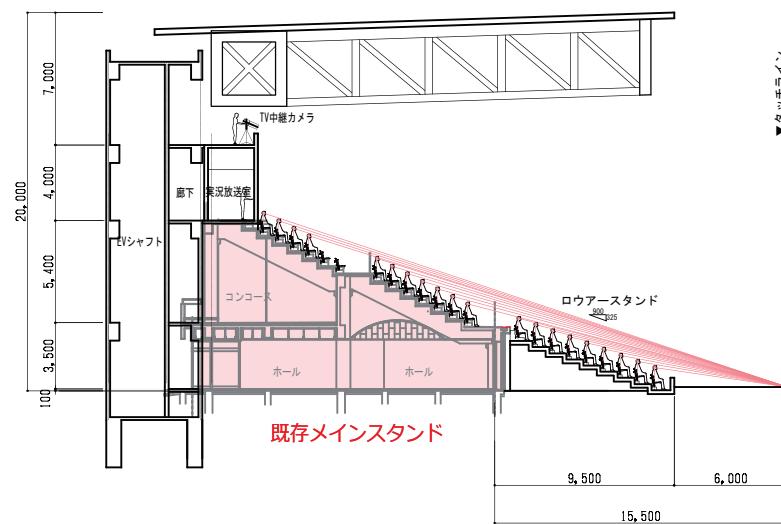
改修案 (10,000 人規模)

■平面図

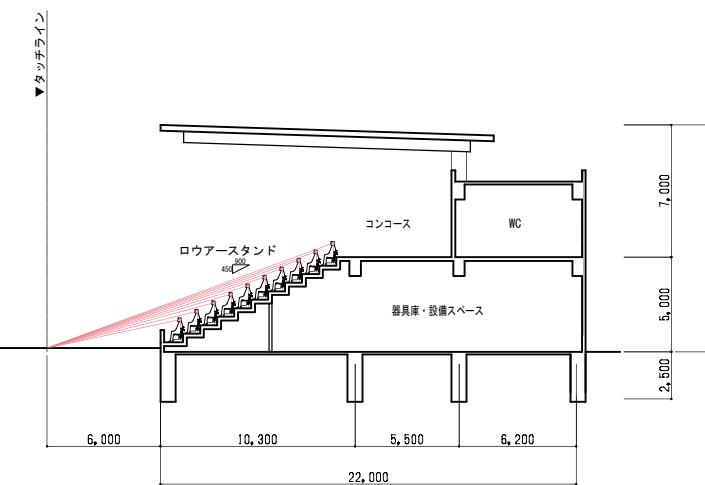


改修案 (10,000 人規模)

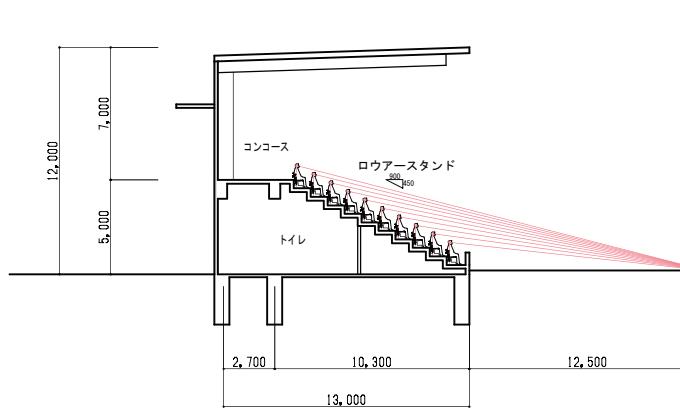
■断面図



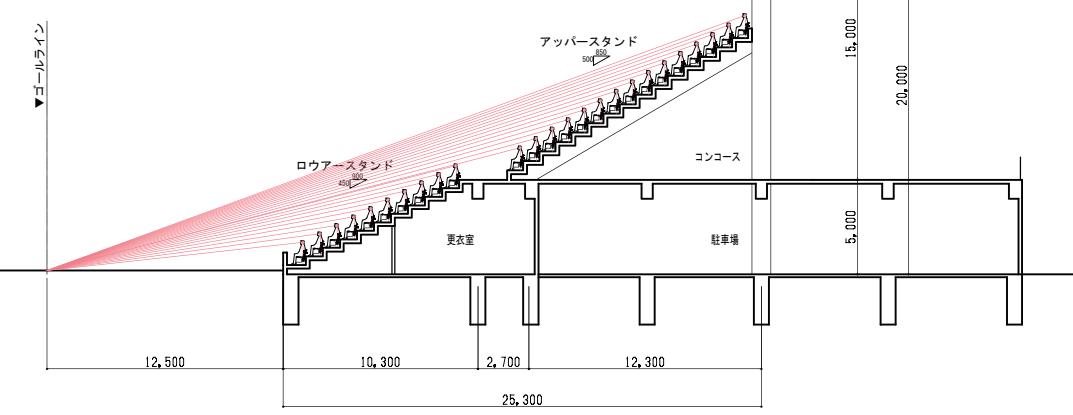
メインスタンド断面図



バックスタンド断面図



北サイドスタンド断面図



南サイドスタンド断面図

断面図 S=1:400 (A3)